

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月29日

【事業年度】 第23期(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

【会社名】 株式会社アルデプロ

【英訳名】 ARDEPRO Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 康夫

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 久保 玲士

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿三丁目1番24号

【電話番号】 03(5367)2001(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 久保 玲士

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成18年7月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月
売上高 (千円)	43,001,471	77,413,928	47,977,866	13,924,998	8,356,392
経常利益又は経常損失 (千円)	6,698,183	11,315,574	7,903,326	18,611,479	9,214,658
当期純利益又は当期純損失 (千円)	3,739,261	4,710,700	26,125,895	25,618,122	8,704,757
純資産額 (千円)	10,835,351	13,692,936	5,998,394	19,598,946	70,981
総資産額 (千円)	33,130,822	48,038,727	72,582,976	32,705,360	15,296,269
1株当たり純資産額 (円)	15,694.78	3,947.86	1,421.00	4,647.32	4.48
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)	5,572.12	1,362.80	6,278.31	6,073.76	2,047.99
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	5,511.23	1,358.57			
自己資本比率 (%)	32.7	28.4	8.3	59.9	0.4
自己資本利益率 (%)	50.3	38.5	265.9		
株価収益率 (倍)	26.5	24.4			
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,463,098	8,140,477	55,038,612	9,309,538	5,193,825
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,390,206	2,402,254	3,199,445	1,553,184	163,029
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	15,509,205	5,352,253	53,210,984	14,029,818	4,819,254
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	8,639,899	8,253,931	3,226,858	59,761	1,200,717
従業員数 (名)	253	404	218	40	33

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 平成18年8月1日付で株式1株を5株に分割いたしました。

3 第21期、第22期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成18年7月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月
売上高 (千円)	41,385,823	74,974,944	44,139,234	12,742,057	6,972,978
経常利益又は経常損失 (千円)	6,801,226	11,258,827	7,694,857	18,494,152	9,247,919
当期純利益又は当期純損失 (千円)	3,800,535	4,943,752	26,066,477	25,550,671	8,708,092
資本金 (千円)	2,930,948	2,937,965	12,944,169	12,944,169	300,000
発行済株式総数 (株)	普通株式 690,379	普通株式 3,458,595	普通株式 4,217,839	普通株式 4,217,839	普通株式 7,188,393 A種優先株式 8,916 B種優先株式 26,701 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822 譲渡制限種類 株式 1,818,182
純資産額 (千円)	10,874,921	13,932,289	5,937,339	19,609,466	57,126
総資産額 (千円)	32,501,276	46,566,247	71,683,063	32,694,841	15,234,765
1株当たり純資産額 (円)	15,752.10	4,028.31	1,407.67	4,649.81	3.54
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	普通株式 1,600 (250)	普通株式 560 (280)	普通株式 230 (230)	普通株式 ()	普通株式 () A種優先株式 () B種優先株式 () C種優先株式 () D種優先株式 () E種優先株式 () 譲渡制限種類 株式 ()
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 (円)	5,663.43	1,430.22	6,264.03	6,057.76	2,048.77
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	5,601.54	1,425.78			

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成18年7月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月
自己資本比率 (%)	33.5	29.9	8.3	60.0	0.3
自己資本利益率 (%)	51.0	39.9	262.4		
株価収益率 (倍)	26.1	23.3			
配当性向 (%)	28.3	39.2			
従業員数 (名)	145	200	105	35	19

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2 平成18年8月1日付で株式1株を5株に分割いたしました。
3 第21期、第22期、第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
昭和63年3月	東京都千代田区に内装事業を目的として株式会社白川エンタープライズを資本金 3,000千円をもって設立
平成3年2月	内装事業から建物管理業務へ進出
平成6年1月	興栄マネジメント株式会社に商号変更 東京都新宿区に本社を移転 内装事業から撤退
平成10年3月	100%出資子会社プロスパー建物管理株式会社(本店 東京都新宿区)を設立(平成14年2月に資本関係を解消)
平成11年4月	宅地建物取引業の免許を取得、建物管理業務と併せて賃貸管理業務へ進出
平成12年9月	ブラネットサポート株式会社に商号変更
平成13年12月	一棟中古マンション『セントエルモ宮前平』を取得し、中古マンション事業へ本格的に進出
平成14年1月	株式会社アルデプロに商号変更
平成14年2月	建物管理事業より撤退
平成14年3月	賃貸管理部門を営業譲渡
平成16年3月	東証マザーズ上場
平成16年9月	宅地建物取引業 国土交通大臣免許(1)第6933号を取得 ブラネットサポート株式会社の全株式を取得し、子会社化 プロパティ・マネジメント事業へ再参入
平成16年10月	大阪市中央区、札幌市北区、横浜市西区に支店を開設
平成16年12月	福岡市中央区に支店を開設
平成17年2月	千葉県船橋市、さいたま市大宮区、名古屋市中区、仙台市青葉区に支店を開設
平成17年3月	広島市中区に支店を開設
平成17年7月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の株式を91.3%取得し、子会社化
平成17年10月	100%子会社の株式会社アルデプロアセットマネジメントを設立
平成17年11月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社がブラネットサポート株式会社を吸収合併
平成18年3月	株式会社尾高電工の発行済株式全株を取得し、子会社化 100%子会社の株式会社アルデプロプロパティマネジメントを設立
平成18年7月	当社保有のジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を株式会社アルデプロプロパティマネジメントへ譲渡 株式会社アルデプロアセットマネジメントの株式85.05%をプラチナ・アドバイザーズ株式会社へ譲渡
平成19年3月	株式会社オーパスの発行済株式全株を取得し、その100%子会社である株式会社サワケンホーム、株式会社ART都市開発を含め子会社化
平成19年4月	株式会社勤住ライフの第三者割当増資を全額引き受け、子会社化 株式会社日本インベスターズサービスの第三者割当増資を全額引き受け、子会社化
平成19年6月	株式会社アルデプロプロパティマネジメントが株式会社マッチング・ナビの発行済株式全株を取得し、子会社化 株式会社アルデプロプロパティマネジメントが株式会社メイプルリビングサービスの発行済株式の40%を取得し、持分法適用会社化
平成19年9月	株式会社ART都市開発の全株式を譲渡し、子会社から除外
平成19年11月	千葉支店(千葉県船橋市)、大宮支店(埼玉県さいたま市)を閉鎖

年月	概要
平成20年2月	株式会社尾高電工の全株式を譲渡し、子会社から除外 株式会社アルデプロプロパティマネジメント社が保有する株式会社メイプルリビングサービスの株式を譲渡し、持分法適用関連会社から除外
平成20年5月	株式会社アルデプロプロパティマネジメントの全株式を譲渡し、子会社から除外
平成20年7月	株式会社日本インベスターズサービスの全株式を譲渡し、子会社から除外
平成20年10月	100%子会社の株式会社アルデプロ住宅販売を設立
平成20年12月	株式会社オーパスの全株式を譲渡し、その子会社たる株式会社サワケンホームを含め子会社から除外
平成21年4月	ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を譲渡し、子会社から除外

3 【事業の内容】

当社グループ（当社および当社の関係会社）は、当社（株式会社アルデプロ）および連結子会社（株式会社アルデプロ住宅販売）により構成されております。

当連結会計年度における連結子会社の異動については次のとおりです。

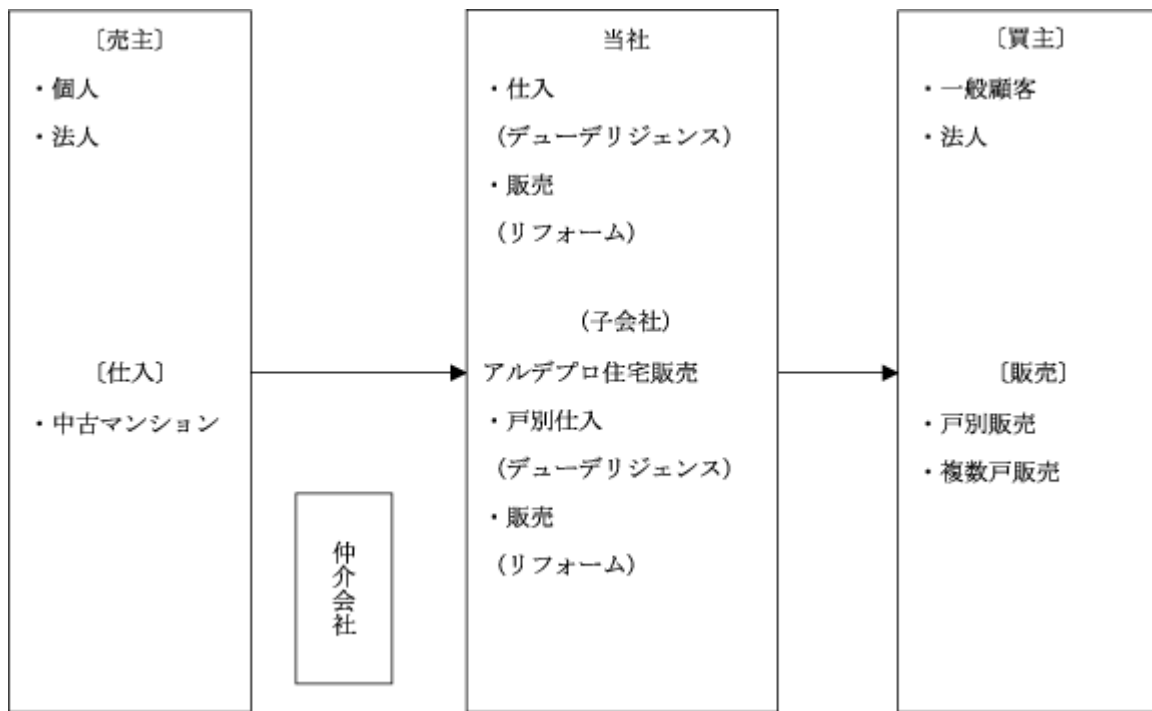
株式会社アルデプロ住宅販売は、平成21年7月期においては、設立初年度で重要性に乏しいため、持分法適用会社としておりましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

これら事業の主な内容と各事業における当社および関係会社の位置づけ等は次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	事業の内容
不動産再活事業	<p>当事業は、中古のマンションの再生および流通活性化を目的としております。</p> <p>具体的には、法人あるいは個人の所有する中古マンションや企業所有の社員寮等を一棟ごと、あるいは同一棟内より大量にもしくは戸別に購入し、戸別もしくは複数戸を実住物件(注)・投資物件として販売する事業であります。購入に際しては、綿密なデューデリジェンスを行い、購入後、区分登記されていない場合には区分登記し、さらに付加価値を高めるため、リフォーム、管理組合の設立準備等を行い販売しております。</p>
その他事業	<p>不動産再活事業に付随する事業（受取賃料、収入手数料等）であります。</p>

(注)当社グループでは、購入希望者が実際に住むことを前提とした物件を「実住物件」と称しております。

企業集団についての事業系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アルデプロ住宅 販売 (注) 1、2	東京都新宿区	10	不動産再活 事業	100.0	資金借入

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 株式会社アルデプロ住宅販売については、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,383,413千円
	(2) 経常利益	33,261千円
	(3) 当期純利益	3,335千円
	(4) 純資産額	13,855千円
	(5) 総資産額	563,788千円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成22年7月31日現在)

分類	従業員数(名)
連結会社合計	33

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員が前期と比べて7名減少しておりますが、その主な理由は、通常の自己都合による退職等によるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成22年7月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
19	36.4	4.1	4,794

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金(時間外勤務手当)を含んでおります。
3 従業員が前期と比べて16名減少しておりますが、その主な理由は、子会社への転籍や通常の自己都合による退職等によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界景気の回復を受け、アジア向けを中心に輸出が増加に転じ、個人消費についてもエコカー減税・補助金制度や家電エコポイントなどの景気対策効果を背景に増加を続けるなど内需が底入れしつつあり、緩やかな景気回復が続いておりますが、その勢いは鈍化しております。

当社グループが属する不動産業界におきましても、世界的な信用収縮により、不動産取引件数は減少し、市況の低迷が続いておりましたが、地価の底打ち傾向や低金利、住宅取得時の優遇税制の適用もあり、個人向け市場では、新築・中古とも供給戸数が前年同月を上回り始め、在庫削減も順調に推移するなど回復基調に転じております。一方、商業施設やオフィスビルなどの事業用不動産市場におきましては、内外需要の伸び悩みや円高の進行による企業業績の回復の遅れなどの要因により、空室率の上昇、賃料の下落に歯止めがかからず、不透明感の強い状況が続いております。

このような環境のもと、当社は、平成21年7月期において、不動産評価損の計上などにより、約195億円の債務超過に陥りました。当社は、債務超過を解消し、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、平成22年3月2日に、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続（以下、「事業再生ADR手続」といいます。）の利用申請を行い、事業再生を目指してまいりました。そして、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、当社の事業再生計画案について全対象債権者の皆様から同意をいただき、事業再生ADR手続が成立しました。また、当社は、事業再生計画における資本増強策（第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の発行）を含む金融支援策により、当連結会計年度末において、純資産の額が70百万円となり、債務超過を解消しました。

このような状況のもと、事業再生ADR手続と並行して取引金融機関との調整を行いながら在庫不動産の販売にも注力し、不動産売上高は63億9百万円を計上することができました。

一方、子会社につきましては、当社100%出資の株式会社アルデプロ住宅販売に当社グループの主要な事業の一つである「中古マンションの再活事業」を特化させ、より効率的、機動的に仕入および売却を行い業績向上に努めてまいりました。この結果、不動産売上高において、13億20百万円を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は83億56百万円（前期比40.0%減）、経常損失は92億14百万円（前連結会計年度は186億11百万円の経常損失）、当期純損失は87億4百万円（前連結会計年度は256億18百万円の当期純損失）となりました。

当連結会計年度における各事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

不動産再活事業

当社グループの主たる事業であります不動産再活事業につきましては、収益用の中古オフィスビルや中古マンションなどの売上につきましては、不動産市場の停滞による購入意欲の減退、買い手側の資金調達難などの影響を受け、大きく落ち込みました。

また、中古マンションの主に一次取得者（注）への低価格での販売を実現するための実住物件の戸別販売につきましても、仕入高の低下から前期に比べて落ち込みました。

これらの結果、売上高は76億30百万円（同34.5%減）、営業損失は68億84百万円（前連結会計年度は163億20百万円の営業損失）となりました。

その他事業

その他事業は、不動産再活事業に付随する受取賃料収入、手数料収入等であります。当社保有物件の減少に伴い受取賃料収入等が減少し、売上高は7億26百万円（同68.0%減）、営業損失は31百万円（前連結会計年度は2億41百万円の営業損失）となりました。

（注）初めて住宅を購入する人。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、12億円となり、前連結会計年度末に比べ11億40百万円増加しました。これは、株式の発行による収入及び短期借入金の減少等によるものであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は51億93百万円（前連結会計年度は93億9百万円の増加）となりました。これは、税金等調整前当期純損失を86億99百万円計上したものの、たな卸資産の減少によるキャッシュ・フローの増加123億90百万円などによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果増加した資金は1億63百万円（前連結会計年度は15億53百万円の増加）となりました。これは、定期預金の解約による収入が7億2百万円増加したことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は48億19百万円（前連結会計年度は140億29百万円の減少）となりました。これは、短期借入金が59億85百万円減少したことなどによるものです。

2 【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

仕入実績は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)		当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	
	仕入高(千円)	前年同期比(%)	仕入高(千円)	前年同期比(%)
事業の種類別セグメントの名称				
不動産再活事業	661,464	99.3	944,010	42.7
その他事業				
合計	661,464	99.3	944,010	42.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 販売実績

販売実績は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)		当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)	
	売上高(千円)	前年同期比(%)	売上高(千円)	前年同期比(%)
事業の種類別セグメントの名称				
不動産再活事業	11,655,787	72.5	7,630,245	34.5
その他事業	2,269,211	59.2	726,146	68.0
合計	13,924,998	71.0	8,356,392	40.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 会社の経営の基本方針

基本的な考え方

当社グループは「三つの豊かさの追求」という経営理念を掲げております。具体的には、「経済的豊かさ」「身体的豊かさ」、そして「心の豊かさ」を追求することであります。

私たちは、一人の人間として人生の目標を会社の経営理念とすることで、会社のベクトルとそこで働く役員・従業員のベクトルが乖離することがなくなると考えております。そして、この経営理念は、当社の役員・従業員のみならず顧客、株主の皆さま、そして多くのステークホルダーの皆さまにも追求していただけるとともに、当社グループのビジネスモデルや経営戦略をも深くご理解いただけるものと考えております。また、上記に掲げた理念の追求及びその結果としての利益の追求、つまり「理と利」の追求が、株主価値を高めるものであると考えております。

この経営理念のもと、当社は「成長し続ける真のパブリックカンパニー」をビジョンとして掲げ、邁進してまいります。そして、次世代へとつながるゴーイング・コンサーン企業となるべく、不動産の再活事業を通じて雇用、生産、納税の三大使命を果たしてまいります。

理念経営

当社グループは、経営の健全性、迅速な意思決定、ならびに経営の執行・監督体制を維持・充実することによる株主価値の向上が経営の重要課題であると考えております。不公正・非効率な経営は、株主価値を損なうのみならず、会社の成長にとって致命的な妨げになります。

当社グループが掲げる「理念経営」は、「三つのS」（注1）をキーワードとし、これは企業活動の根幹をなすものであると考えております。

そのためには、取締役及び執行役員をはじめとする経営者及び管理職が率先して、志と自己規律を高めて法令遵守・順法精神の向上に努め、さらに徹底した対話を重ね経営戦略の共有化を図っていくことで、株主価値を高めてまいります。

「三つの豊かさの追求」という一人の人間としての人生の目標に遡り、それを「三つのS」として理念経営に昇華することで、社会的に存在意義のある企業を目指してまいります。

(注) 1 「三つのS」

CS...Customer's Satisfaction (顧客満足)

ES...Employee's Satisfaction (従業員満足)

SS...Shareholder's Satisfaction (株主満足)

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、経営理念の一つである「経済的な豊かさ」を追求するために、売上高経常利益率を経営の重要な指標と位置づけております。具体的には、売上高経常利益率15%を目指しております。これは、経常利益こそが、株主の皆さまに対する配当還元の出発点であり、また従業員に対する豊かさの実現の出発点であり、そして何よりも会社が継続して成長していくための根幹であると考えているからであります。

当連結会計年度における売上高経常利益率は経常損失を計上しているため、110.3%であります。当社といたしましては、早期の黒字化を目指してまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

前述のとおり、当社は平成22年3月2日に事業再生ADR手続の利用申請を行い、事業再生計画を策定し、平成22年6月29日に対象債権者の皆様にご承認をいただきました。概要は次のとおりです。

開発事業等からの撤退

当社は過去の業績悪化の反省を踏まえて、投資関連事業、開発事業から撤退し、当社ビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業へ集中してまいります。当社は平成19年8月に連結売上高1,607億円の業績見通しを発表し、その達成のため、不動産仕入を積極的に行いました。そのとき、これまで手がけてこなかった土地の仕入れなどの開発案件にも範囲を広げました。しかし、開発案件は土地を仕入れてから建物を建設して販売するため資金を回収するために長期間（物件によっては2年や3年）を要し、資金繰りが逼迫する一因となりました。

当社のビジネスモデルの原点である中古マンション再活事業は販売期間が短いため、資金効率が良いことが特徴です。このため、開発案件からは撤退し、中古マンション再活事業に経営資源を集中してまいります。

また、平成19年7月期まで支店・営業所の拡大、子会社の買収、設立などを進めてまいりましたが、不動産市況の下落を受け、経営資源の首都圏への集中、子会社への投資の見直しなどを進め、支店・営業所の閉鎖、子会社の売却などを進めました。現在、支店は広島支店のみ、子会社は株式会社アルデプロ住宅販売のみとなっております。

中古マンション再活事業の特徴

賃貸マンションに暮らしている方が、同程度の中古マンションを住宅ローンの利用で購入した場合の月々のローン返済額は、月々の家賃に比べて通常少なくなります。

また、新築マンションと比較すると、新築マンションは価格変動が大きいですが、中古マンションは価格変動が小さく、利便性の良いマンションは値上がりすることもあります。また、新築マンションは一般にモデルルームを見学して購入を決めます。モデルルームの見学時期はまだマンションを建築している最中で、実際に建物に入って、中からの眺望などを確認することはできません。一方、中古マンションは、実際にお部屋から眺望を確認することができます。また、居住環境、日当たりや騒音なども確認でき、納得して購入できます。こうした中古マンションの特徴は新築マンションに比べて大きなメリットがあり、当社の中古マンション再活事業には社会的意義と有用性があると考えております。

(4) 会社の対処すべき課題

当社は、事業再生ADR手続の成立に伴い、第三者割当増資により、普通株式、譲渡制限種類株式、A種乃至E種優先株式を発行し、また全対象債権者から利率の変更の金融支援を受け、平成22年7月期末において債務超過を解消いたしました。今後は、事業再生計画を遂行し、業績の回復、財務基盤の向上を目指してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因は以下に記載するとおりですが、当社グループでは、これらリスクの存在を認識した上で、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。なお、記載しております文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

業界動向について

業界における法的規制について

当社グループは、不動産関連業界に属し、なかでも当該業界におけるマンションやオフィスビル等の取引については「宅地建物取引業法」、「建物の区分所有等に関する法律」、「借地借家法」、「建築基準法」及び「都市計画法」等の法的規制があります。当社グループは、不動産流通業者としてこれらの規制を受けており、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受け、不動産の流通業務、賃貸業務等を行っており

ます。また当社は、金融商品取引法に基づく「第二種金融商品取引業」の登録を行っております。

これら許認可等には有効期限があり、その円滑な更新に努めるとともに、これらの法令諸規則が遵守されるよう、「企業行動憲章」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、法令遵守の徹底や法令リスク管理等に努めております。

現在、当該許認可等が取消しとなる事由は発生しておりませんが、万一、将来何らかの理由により当該許認可等が取り消された場合、また上記法令諸規則の改廃や新たな法的規制の新設、あるいはこれら法令諸規則の違反等が発生した場合には、当社グループの事業運営や業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

景気動向等が当社グループの事業に与える影響について

不動産業界の業況は、一般的に景気動向、金利動向、地価動向、税制及び法的規制等の要因により影響を受けやすい傾向にあります。

当社グループでは、一般個人顧客に中古マンションを販売する場合、賃貸住宅に居住しているお客様を中心に営業を行っておりますが、景気低迷、物件価格の上昇、及び金利の上昇等により、中古マンションに対する購買意欲が相対的に減退した場合、業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

また、当社グループは収益用の投資物件の販売も行っております。投資対象となる不動産物件からの賃貸収入及びそれらの収益を基準として算定した不動産価格と事業損益は密接に関係しており、その賃貸収入は景気の影響を受ける傾向にあります。また、昨今の金融市場の悪化がもたらすクレジット・クランチがさらに長期に及んだ場合、不動産流通市場に与える影響が一段と深刻化するおそれがあり、当社グループの業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

競合及び価格競争について

当社グループは、主に実住物件は一次取得者に、また投資物件は法人及び個人を対象に、一般的に新築マンションに比べて安価な中古マンションを提供しております。

当社グループは、「再活」事業のノウハウを蓄積し、今後もさらなる同事業の深耕を企図しておりますが、競合企業の増加は否定できません。たとえば、競売市場からの仕入れにつきましては、競売入札参加者は増加傾向にあり競争が激化しております。また、不動産流通市場におきましても首都圏の優良物件を中心に仕入れ競争が激化しております。当社グループといたしましては、仕入れに際して綿密なデューデリジェンスを行い、付加価値を高めた商品を販売しておりますが、今後、競争の激化により販売戸数が減少した場合、又は仕入物件の減少や価格競争による仕入価格の上昇等により採算が悪化した場合には、当社グループの業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

事業内容について

当社株式の特設注意市場銘柄の指定について

当社は、平成21年11月25日付にて、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）による上場廃止基準に係る審査の結果、上場廃止基準に該当しないと判断した旨の通知を受領し、東証の当社株式についての監理銘柄（審査中）への指定（平成21年10月23日付）は解除されました。しかしながら、当社において、会計処理に係る希薄なコンプライアンス意識や事業部門から経理部門にわたる不動産取引に関する実効性のある検証・検討が成されなかったことが判明し、このことから、同日、東証より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと判断され、有価証券上場規程第501条第1項第1号に基づき、当社株式について特設注意市場銘柄に指定されました。

特設注意市場銘柄に指定された場合、指定日から1年ごとに内部管理体制の状況等について記載した内部管理体制確認書を提出し、東証の審査を受けることとなります。審査の結果、引き続き内部管理体制等に問題があると認められるときは、指定が継続され、3年間（3回）の審査機会をもってしても指定解除に至らない場合、上場廃止となります。

当社では、特設注意市場銘柄の指定解除に向けて、内部管理体制の改善を進めてまいります。しかしながら、上記指定の解除に至らず上場廃止となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

在庫リスクについて

当社グループでは、販売物件の価格、戸数、収益用物件の場合は稼働率や受取賃料等を総合的に勘案して営業戦略を立案しております。また、販売の進捗状況を迅速かつ的確に把握し、当初の計画どおりに販売が行われていない場合には積極的に営業戦略の見直し・改善を図る等、機動的な営業体制を構築することで効率的な販売ができるよう努力しております。しかしながら、物件仕入におけるデューデリジェンスがうまくいかなかった場合、稼働率の低下や受取賃料の減少等による収益物件の利回り低下による投資対象としての魅力が減退した場合、また、購入希望者に対する金融機関からの融資がつかず販売が順調に進まないなど在庫が滞留した場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を与える可能性があります。

事業再生ADR手続における経営計画の遂行について

当社は、平成22年6月29日付にて、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法所定の特定認証紛争解決手続を成立させ、その中で、事業再生計画を策定しております。

当社グループといたしましては、当該経営計画を着実に成し遂げ、事業再生を達成してまいりたいと考えております。しかしながら、景気低迷、金融機関からの物件仕入資金調達難、不動産市況の停滞による販売不振、またはその他事由により、当該事業計画が未達成に終わった場合には、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債への依存について

当社グループの不動産プロジェクトにおける不動産取得費は、主に金融機関からの借入金によって調達していたため、総資産額に占める有利子負債の割合が高く、当社グループの経営成績及び財政状態は金利変動により影響を受ける可能性があります。

(単位：千円)

	平成20年7月期	平成21年7月期	本連結会計年度末
有利子負債残高(A)	59,935,812	45,259,396	12,410,013
総資産額(B)	72,582,394	32,705,360	15,296,269
有利子負債依存度 (A÷B)	82.60%	138.40%	81.13%

知的財産権について

当社グループでは、一棟仕入を行った中古マンションに対して「セントエルモ」のブランドを冠して販売しております。当ブランドはすでに商標権を取得しておりますが、今後も必要に応じて知的財産権の登録出願を行う等、その保護を図る方針であります。ちなみに、新築分譲マンション、新築賃貸マンション、新築商業ビル、新築戸建などについても商標登録を行っております。当社グループにおきましては、現時点までにブランドに関して重大なトラブルが生じた事実はありませんが、ブランドに関してトラブルが生じた場合、当社グループの業績及び今後の事業展開において重大な悪影響を受ける可能性があります。

訴訟の可能性について

当社グループが販売・施工・管理する不動産物件において瑕疵の発生、管理状況に対する顧客からのクレーム、入退居時の居住者とのトラブル、販売方法に関するトラブル等の発生を理由とする、又はこれらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては当社グループの業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

事業体制について

人材の確保について

当社グループの営む事業は人的資本により成り立っており、当社グループの成長速度に見合った人員の確保および育成が経営上の重要な課題となっております。

当社グループは、当社グループが掲げる経営理念に賛同できることを重要な要素として、多種多様な業界からの中途採用を中心に採用活動を行っております。

さらに、経営理念をグループ全社で追求することにより、部門間での人事異動を可能にし、人材の有効活用が実現すると考えております。しかしながら、当社グループの求める人材が十分に確保できない場合、又は現在在職している人材が流出し、必要な人材を確保できなくなった場合、当社グループの業績及び今後の事業推進に影響を与える可能性があります。

顧客情報について

当社グループは営業活動に伴って入手した顧客情報を、当社グループ内のコンピュータシステム上において管理しております。顧客情報の管理には細心の注意を払っておりますが、外部からの不正なアクセス等により、顧客情報の外部への漏洩が発生した場合、当社グループの信用力が低下し、経営成績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象について

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失74億72百万円、経常損失92億14百万円、当期純損失87億4百万円を計上し、3期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。また、前期には純資産が195億98百万円の債務超過となっております。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要事象等が存在しております。

当社グループでは、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続による事業再生を目指してまいりました。そして、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、当社の事業再生計画案について全対象債権者の皆様から同意をいただき、事業再生ADR手続が成立しました。

当社グループは、事業再生計画における資本増強策（第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の発行）を含む金融支援策により、当連結会計年度末において、純資産の額が70百万円となり、債務超過を解消しました。今後、当社グループでは、事業再生計画に基づき、開発事業からの撤退、中古マンション再活事業への集中等、事業再生計画を進め、平成23年7月期連結業績は売上高127億72百万円、営業利益4億92百万円、経常利益3億59百万円、当期純利益6億79百万円を見込んでおります。

以上により、当社グループは、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

その他

株式の希釈化について

当社においては、普通株式、譲渡制限種類株式及び優先株式の発行について、それぞれ平成22年7月27日開催の当社臨時株主総会において決議され、平成22年7月28日に払込及び発行が完了しました。これにより、当社普通株式、譲渡制限種類株式及び優先株式（A種ないしE種）の発行済株式の総数は、平成22年7月31日現在で13,501,900株となり、その内訳はそれぞれ、普通株式7,188,393株、譲渡制限種類株式1,818,182株、A種優先株式8,916株、B種優先株式26,701株、C種優先株式2,160,476株、D種優先株式

2,160,410株、E種優先株式138,822株であります。なお将来的に、転換比率により、譲渡制限種類株式及び優先株式のうちC種ないしE種優先株式については、その同数が普通株式に転換されますが、A種及びB種優先株式については、転換後の普通株式は、それぞれ722,108株及び2,162,583株となります。

また、当社グループは、当社の取締役及び従業員の業績向上に対する志気を高めることを目的として、取締役及び従業員等に対してインセンティブ制度を導入しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権ならびに会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権を付与しているものであり、平成15年5月16日に開催された臨時株主総会および平成20年12月9日に開催された取締役会の決議をもとに、取締役、従業員に対して付与いたしました。当該新株予約権にかかる新株発行予定数の合計は平成22年7月31日現在で、8,410株であります。

なお、これら譲渡制限種類株式並びに優先株式の普通株式への転換、及び新株予約権が行使された場合、当社の普通株式の発行株済式の総数は16,359,384株となり、株式価値の希釈化が生じることになります。さらに当社は、今後もストック・オプション等のインセンティブプランを実施することも検討しており、当社普通株式の1株当たりの株式価値及び持分割合が希釈化し、当社株価や当社普通株式の需給関係等に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当連結会計年度の財政状態及び経営成績の分析

当連結会計年度の経営成績については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1)業績」に記載のとおりであります。なお、財政状態の分析につきましては、下記のとおりであります。

(2) 財政状態

当連結会計年度においては、主力の不動産再活事業に注力してまいりました結果、当連結会計年度の売上高は83億56百万円（前期比40.0%減）となり、経常損失92億14百万円（前期は186億11百万円の経常損失）、当期純損失87億4百万円（前期は256億18百万円の当期純損失）となりました。これらにより、総資産は152億96百万円（前連結会計年度末比53.2%減）、純資産は70百万円（前連結会計年度末は 195億98百万円）、自己資本比率は0.4%になりました。

（流動資産）

当連結会計年度末の流動資産は152億33百万円（前連結会計年度末比51.9%減）となりました。主な項目は、たな卸資産が139億29百万円（同46.8%減）があります。

（固定資産）

当連結会計年度末の固定資産は63百万円（同93.7%減）となりました。主な項目は、長期滞留債権 6億23百万円などがあります。

（流動負債）

当連結会計年度末の流動負債は147億23百万円（同70.0%減）となりました。主な項目として、金融支援により短期借入金が増加し、119億80百万円（同62.7%減）となりました。

（固定負債）

当連結会計年度末の固定負債は5億1百万円（同84.8%減）となりました。主な項目は長期借入金 2億79百万円です。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産の部合計は70百万円（前連結会計年度は 195億98百万円）となりました。主な内訳は、資本金が3億円、資本剰余金が84億62百万円、利益剰余金が 86億94百万円です。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループは、当連結会計年度において、営業損失74億72百万円、経常損失92億14百万円、当期純損失87億4百万円を計上し、3期連続で営業損失、経常損失、当期純損失を計上しております。また、前期には純資産が 195億98百万円の債務超過となっておりました。

当社グループでは、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と、財務体質の抜本的な改善を図るため、事業再生ADR手続による事業再生を目指してまいりました。そして、平成22年6月29日開催の第3回債権者会議において、当社の事業再生計画案について全対象債権者の皆様から同意をいただき、事業再生ADR手続が成立しました。

当社グループは、事業再生計画における資本増強策（第三者割当による普通株式、譲渡制限種類株式、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の発行）を含む金融支援策により、当連結会計年度末において、純資産の額が70百万円となり、債務超過を解消しました。

次期の見通しにつきましては、世界経済は穏やかな回復が続いておりましたが、そのペースは鈍化しており、国内においても、平成21年3月を底に、緩やかな回復が持続しておりましたが、昨今の急激な円高によるマイナス影響や景気刺激策の頭打ちなど景気回復トレンドが定着したと判断出来る時期には至っておらず、欧米経済の更なる失速、輸入資源価格の高騰などの要因が重なれば、景気後退の恐れもあります。

不動産業界につきましては、物件価格の底打ちにより、個人向けの実住用低価格マンションおよび投資用物件等の購入意欲は増加傾向にあります。商業用不動産の低迷が続くなど二極分化が鮮明となっております。金融機関の法人向け融資に対する姿勢も依然として慎重な姿勢が続いているなど、不動産業界全体としては引き続き市場活性化の兆しを感じづらい状況が続いております。

このように、不動産業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中、当社は比較的市況が好調な個人向け市場に特化しております。当社は、事業再生ADR手続の成立により、在庫商品について金融機関との調整が済み、今後の売却活動が進捗していくものと判断しております。このほか、平成22年7月28日付で払い込まれた第三者割当による株式の発行（普通株式及び譲渡制限種類株式）による資金により新たに不動産物件を仕入れ、販売してまいります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類 類別セグメン トの名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	構築物	車両 運搬具	工具器具 備品	土地 (面積㎡)		合計
本社 (東京都新宿 区)	全社統括業務 不動産再活事業 その他事業	統括 業務 設備	4,479				11,506 (4,012.06)	15,985	16
支店 (広島県広島 市中区)	不動産再活事業	営業 拠点					()		3

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 賃借中の主な設備は次のとおりであります。

名称	年間賃借料(千円)
本社事務所	20,658

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,871,356
A種優先株式	8,916
B種優先株式	26,701
C種優先株式	2,160,476
D種優先株式	2,160,410
E種優先株式	138,822
譲渡制限種類株式	1,818,182
計	23,184,863

(注) 平成22年10月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、普通株式の発行可能株式総数は同日より、11,882,216株増加し、28,753,572株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年7月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年10月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,188,393	7,188,393	東京証券取引所 マザーズ	単元株制度は採用しておりません。
A種優先株式	8,916	8,916		単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 4
B種優先株式	26,701	26,701		単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 5
C種優先株式	2,160,476	2,160,476		単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 6
D種優先株式	2,160,410	2,160,410		単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 7
E種優先株式	138,822	138,822		単元株制度は採用しておりません。 (注) 2, 8
譲渡制限種類株式	1,818,182	1,818,182		単元株制度は採用しておりません。 (注) 3, 9
計	13,501,900	13,501,900		

- (注) 1 「提出日現在発行数」欄には、平成22年10月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
- 2 A種ないしE種優先株式は、現物出資（借入金の株式化 27,203百万円）によって発行されたものであります。
- 3 譲渡制限種類株式は、会社法第107条第1項第1号に定める内容（いわゆる譲渡制限）を定めており、当該株式の取得について取締役会の承認を要する旨を定款第9条の12において定めております。
- 4 A種優先株式の内容は次のとおりであります。
1. 剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「A種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、当該A種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) A種優先配当金の額

A種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に以下の年率（以下「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) A種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、第7項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して支払うA種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときであっても、そのA種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) A種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第7項(2)の定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、300,000円を支払う。

(2) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）の翌営業日以降2030年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「A種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

(1) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主およびA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四

捨五入する。

(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2015年11月1日以降2021年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）まで（以下「償還期間」という。）の毎年11月1日（当該日が営業日ではない場合には、翌営業日）、法令上可能な範囲で、かつ下記(1)および(2)に定める上限の範囲内において、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができるものとし、当社はA種優先株主が償還請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(3)に定める額（以下「任意償還価額」という。）の金銭を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。なお、下記(1)および(2)に定める上限を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例の方法による。

(1) 任意償還価額の上限

A種優先株主は、本項に基づくA種優先株主による償還請求がなされた日（以下「償還請求日」という。）の前日における分配可能額が1億円を上回る場合に限り、当該上回る金額を任意償還価額の上限として、償還請求をすることができる。

(2) 取得株式数の上限

A種優先株主は、各償還請求日において、A種優先株式1,784株を上限として、償還請求をすることができる。

(3) 任意償還価額

任意償還価額は、A種優先株1株につき、300,000円とする。

6. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、A種転換請求期間中に取得請求のなかったA種優先株式の全部を、A種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、かかるA種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をA種優先株主に対して交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、A種優先株式1株につき、300,000円とする。

8. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、A種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

9. 優先順位

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先剰余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先剰余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先剰余財産分配金を乗じて得られる額に応じて剰余財産を割り当て

る。)とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位(それらの間では同順位かつ同額とする。)とする。

- (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。
10. 会社法第322条第2項に規定する定款の定め有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
11. 株主総会において議決権を有しない理由
資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。
- 5 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、B種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭(以下「B種優先配当金」という。)を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるB種優先中間配当金を支払ったときは、当該B種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、300,000円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率(以下「B種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) B種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭(以下「B種優先中間配当金」という。)を支払うものとする。

(4) 非累積条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対して支払うB種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときであっても、そのB種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) B種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、B種優先株式1株につき、300,000円(以下「B種優先残余財産分配金」という。)を支払う。

(2) 非参加条項

B種優先株主またはB種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

B種優先株主は、2011年7月28日以降2020年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「B種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するB種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日。以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック

・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主およびB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき、

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき、

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、B種転換請求期間中に取得請求のなかったB種優先株式の全部を、B種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、かかるB種優先株式の数に300,000円を乗じて得られる額を、2020年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をB種優先株主に対して交付するものとする。B種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、B種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるB種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をB種優先株主に対して交付するものとする。なお、B種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、B種優先株式1株につき、300,000円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、B種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるC種優先配当金、D種優先配当金、C種優先残余財産分配金、およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有しない理由

資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

6 C種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) C種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）またはC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「C種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、当該C種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) C種優先配当金の額

C種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) C種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「C種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対して支払うC種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がC種優先配当金の額に達しないときであっても、そのC種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) C種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、C種優先株式1株につき、3,704円（以下「C種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

C種優先株主またはC種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

C種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

C種優先株主は、2013年7月28日以降2022年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「C種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するC種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はC種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該C種優先株主に対して交付するものとする。

(1) C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社} \\ \text{が保有する普通株式の数）} \end{array} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払} \\ \text{込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\begin{array}{l} \text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はC種優先株主およびC種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、C種転換請求期間中に取得請求のなかったC種優先株式の全部を、C種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、かかるC種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2022年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をC種優先株主に対して交付するものとする。C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、C種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、C種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、C種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 当社は、C種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

- (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
- (3) 本内容におけるB種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

7. D種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) D種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、D種優先株式を有する株主（以下「D種優先株主」という。）またはD種優先株式の登録株式質権者（以下「D種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「D種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるD種優先中間配当金を支払ったときは、当該D種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) D種優先配当金の額

D種優先配当金の額は、3,704円に、それぞれの事業年度毎に下記の年率（以下「D種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

2011年度および2012年度 = 0.1%

2013年度および2014年度 = 0.3%

2015年度以降 = 0.5%

(3) D種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「D種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対して支払うD種優先株式1株当たりの剰余金の配当の額がD種優先配当金の額に達しないときであっても、そのD種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、D種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) D種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、D種優先株式1株につき、3,704円（以下「D種優先残余財産分配金」という。）を支払う。

(2) 非参加条項

D種優先株主またはD種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

D種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

D種優先株主は、2015年7月28日以降2024年7月28日（同日を含む。）までの間（以下「D種転換請求期間」という。）いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するD種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はD種優先株主が取得の請求をしたD種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該D種優先株主に対して交付するものとする。

(1) D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、D種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む、以下本(3)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。))により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。))の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left(\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。))、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。))、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はD種優先株主およびD種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。))の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。))の平均値(終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。))とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、D種転換請求期間中に取得請求のなかったD種優先株式の全部を、D種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、かかるD種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2024年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をD種優先株主に対して交付するものとする。D種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、D種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるD種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をD種優先株主に対して交付するものとする。なお、D種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 強制償還価額

強制償還価額は、D種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、D種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

(2) 当社は、D種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

8. 優先順位

(1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。

(3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、B種優先残余財産分配金およびC種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。

10. 株主総会において議決権を有する理由

当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。

8 E種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 剰余金の配当

(1) E種優先配当金

当社は、期末配当金の支払いを行うときは、E種優先株式を有する株主（以下「E種優先株主」という。）またはE種優先株式の登録株式質権者（以下「E種優先登録株式質権者」という。）に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき下記(2)に定める額の金銭（以下「E種優先配当金」という。）を支払う。但し、当該期末配当金にかかる基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記(3)に定めるE種優先中間配当金を支払ったときは、当該E種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) E種優先配当金の額

E種優先配当金の額は、3,704円に、事業年度毎に0.05%を乗じて算出した額とする。但し、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(3) E種優先中間配当金

当社は、中間配当金の支払いを行うときは、E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対し、第8項(1)の定める支払順位に従い、上記(2)に定める額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める額の金銭（以下「E種優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

(4) 非累積条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対して支払うE種優先株式1株当たりの剰余金の配当の

額がE種優先配当金の額に達しないときであっても、そのE種優先株式1株当たりの不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(5) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 残余財産の分配

(1) E種優先残余財産分配金

当社の残余財産の分配をするときは、第8項(2)の定める支払順位に従い、E種優先株式1株につき、3,704円を支払う。

(2) 非参加条項

E種優先株主またはE種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

E種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

E種優先株主は、2019年7月28日以降2030年7月28日(同日を含む。)までの間(以下「E種転換請求期間」という。)いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するE種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社はE種優先株主が取得の請求をしたE種優先株式を取得するのと引換えに、次に定める数の普通株式を、当該E種優先株主に対して交付するものとする。

(1) E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求にかかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、下記に定める取得価額で除して得られる数とする。なお、E種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 取得価額

当初取得価額は、3,704円とする。

(3) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、以下の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式の分割にかかる基準日または株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日)の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(3)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後の取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また、株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}} \right)}{\left(\text{（発行済普通株式の数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数} \right)}$$

当社に取得をさせることによりまたは当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日、以下本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することによりまたは当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日、以下本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社の取締役、監査役または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 および のいずれかに該当する場合には、当社はE種優先株主およびE種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の取得価額、適用の日およびその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

前 のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。また、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

5. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、E種転換請求期間中に取得請求のなかったE種優先株式の全部を、E種転換請求期間の末日の翌日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制転換日」という。）が到来することをもって普通株式の交付と引換えに取得するものとし、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、かかるE種優先株式の数に3,704円を乗じて得られる額を、2030年7月28日における取得価額で除して得られる数の普通株式をE種優先株主に対して交付するものとする。E種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

6. 金銭を対価とする取得条項

- (1) 当社は、いつでも、当社取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えに、E種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、かかるE種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める額（以下「強制償還価額」という。）の金銭をE種優先株主に対して交付するものとする。なお、E種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。
- (2) 強制償還価額

強制償還額は、E種優先株式1株につき、3,704円とする。

7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等
 - (1) 当社は、E種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - (2) 当社は、E種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。
8. 優先順位
 - (1) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式にかかる剰余金の配当を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる剰余金の配当を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先配当金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先配当金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先配当金を乗じて得られる額に応じて配当財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる剰余金の配当を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
 - (2) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式にかかる残余財産の分配を第1順位とし、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式にかかる残余財産の分配を第2順位（それらの間では同順位とし、B種優先株主の有するB種優先株式の数にB種優先残余財産分配金を乗じて得られる額、C種優先株主の有するC種優先株式の数にC種優先残余財産分配金を乗じて得られる額およびD種優先株主の有するD種優先株式の数にD種優先残余財産分配金を乗じて得られる額に応じて残余財産を割り当てる。）とし、E種優先株式にかかる残余財産の分配を第3順位とし、譲渡制限種類株式および普通株式にかかる残余財産の分配を第4順位（それらの間では同順位かつ同額とする。）とする。
 - (3) 本内容におけるB種優先配当金、C種優先配当金、D種優先配当金、B種優先残余財産分配金、C種優先残余財産分配金およびD種優先残余財産分配金の用語は、いずれも定款第2章の2で定義される意味で用いられる。
9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはありません。
10. 株主総会において議決権を有する理由
当社のガバナンスの観点から議決権を有しております。
- 9 譲渡制限種類株式の内容は次のとおりであります。
 1. 議決権
譲渡制限種類株式を有する株主（以下「譲渡制限種類株主」という。）は、株主総会において議決権を有する。
 2. 譲渡制限
譲渡による譲渡制限種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。
 3. 取得請求権
譲渡制限種類株主は、2011年1月28日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有する譲渡制限種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当社は譲渡制限種類株主が取得の請求をした譲渡制限種類株式1株を取得すると引換えに、普通株式1株を当該譲渡制限種類株主に対して交付するものとする。
 4. 剰余金の配当および残余財産の分配
譲渡制限種類株式および普通株式にかかる剰余金の配当および残余財産の分配については、それぞれ同順位かつ同額とする。
 5. 種類株主総会の決議
当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、譲渡制限種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
 6. 株式の分割または併合等
 - (1) 当社は、株式の分割または株式の併合をするときは、普通株式および譲渡制限種類株式ごとに同時に同一の割合とする。
 - (2) 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
 - (3) 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
 - (4) 当社は、株式無償割当てをするときは、普通株主には普通株式の株式無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式の株式無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。
 - (5) 当社は、新株予約権無償割当てをするときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、譲渡制限種類株主には譲渡制限種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割

当てを、それぞれ同時に同一の割合とする。

7. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めております。
8. 株主総会において議決権を有する理由
株式の内容が普通株式と同様の内容のためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

第1回新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (平成22年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	1個	1個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	400株	400株
新株予約権の行使時の払込金額	150円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年5月17日から 平成25年5月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 150円 資本組入額 75円	同左
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社取締役会において承認を得た場合にはこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認めない。 c その他新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 当社は、以下のように株式分割を行っております。

平成15年10月7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月5日付をもって普通株式1株を2株に分割
平成16年4月7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年6月18日付をもって普通株式1株を4株に分割
平成16年9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式1株を10株に分割
平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割
これらにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格、資本組入額はそれぞれ調整されております。

2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整いたします。調整の結果、1端株(1株の100分の1)未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

4 株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、調整前行使価額を下回る価額で新株式の発行を行う場合は、次の算式(コンバージョン・プライス方式)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

第6回新株予約権

平成20年12月9日の取締役会決議に基づいて発行した第6回新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成22年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数	8,010個	8,010個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	8,010株(注2)	8,010株(注1,2)
新株予約権の行使時の払込金額	1,358円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年10月25日から 平成30年10月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,358円 資本組入額 679円	同左
新株予約権の行使の条件	a 新株予約権者は、権利行使時 においても、当社の取締役、 監査役または従業員のい ずれかの地位にあることを要 する。ただし、当社取締役会 において承認を得た場合に はこの限りではない。 b 新株予約権の相続は認め ない。 c その他、新株予約権の行使の 条件は株主総会決議および 取締役会決議に基づき、当 社と新株予約権者との間で 締結する新株予約権割当契 約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項はありません	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注4)	同左

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

- 2 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとしたします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとしたします。

- 3 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整いたします。調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき新株式の発行を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価格} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整するものとしたします

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとしたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約

または株式移転計画において定めた場合に限るものいたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年5月22日 (注)1	21,339	684,459	1,749,798	2,928,728	1,749,798	2,769,698
平成17年8月1日～ 平成18年7月31日 (注)2	5,920	690,379	2,220	2,930,948	2,220	2,771,918
平成18年8月1日 (注)3	2,761,516	3,451,895		2,930,948		2,771,918
平成18年8月1日～ 平成19年7月31日 (注)4	6,700	3,458,595	7,017	2,937,965	7,017	2,778,935
平成19年8月28日 (注)5	756,144	4,214,739	10,000,004	12,937,969	10,000,004	12,778,939
平成19年8月1日～ 平成20年7月31日 (注)6	3,100	4,217,839	6,200	12,944,169	6,200	12,785,139
平成20年10月24日 (注)7		4,217,839		12,944,169	475,721	12,309,418
平成22年7月28日 (注)8	3,489,584	7,707,423	335,000	13,279,169	335,000	12,644,418
平成22年7月28日 (注)9	8,916	7,716,339	1,337,400	14,616,569	1,337,400	13,981,818
平成22年7月28日 (注)10	26,701	7,743,040	4,005,150	18,621,719	4,005,150	17,986,968
平成22年7月28日 (注)11	2,160,476	9,903,516	4,001,201	22,622,921	4,001,201	21,988,169
平成22年7月28日 (注)12	2,160,410	12,063,926	4,001,079	26,624,000	4,001,079	25,989,249
平成22年7月28日 (注)13	138,822	12,202,748	257,098	26,881,098	257,098	26,246,347
平成22年7月28日 (注)14	1,818,182	14,020,930	250,000	27,131,098	250,000	26,496,347

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年7月28日 (注)15			26,831,098	300,000	26,496,347	
平成22年7月30日 (注)16	519,030	13,501,900		300,000		

(注) 1 有償第三者割当増資

発行価格 164,000円

資本組入額 82,000円

割当先は、DKR Soundshore Oasis Holding Fund Ltd.、株式会社テラ・ブレインズ、ピーエスエル株式会社
(現Oakキャピタル株式会社)、CEDAR DKR Holding Fund Ltdであります。

2 新株予約権の権利行使

3 平成18年6月1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年8月1日付をもって普通株式1株を5株に分割いたしました。

4 新株予約権の権利行使

5 有償第三者割当増資

発行価格 26,450円

資本組入額 13,225円

割当先は、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社であります。

6 新株予約権の権利行使

7 平成20年10月24日開催の定時株主総会において、繰越利益剰余金の欠損填補を図るため資本準備金の減少を決議いたしました。そのため、資本準備金が475,721千円減少しております。

8 有償第三者割当増資

普通株式

発行価格 192円

資本組入額 96円

発行株式数 3,489,584株

割当先 加藤照美、北山英樹、井康彦、風巻正人

9 有償第三者割当増資

A種優先株式

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

発行株式数 2,160,410株

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、
興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

10 有償第三者割当増資

B種優先株式

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

発行株式数 26,701株

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、
興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

11 有償第三者割当増資

C種優先株式

発行価格 3,704円

資本組入額 1,852円

発行株式数 2,160,476株

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、
興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

12 有償第三者割当増資

D種優先株式

発行価格 3,704円

資本組入額 1,852円

発行株式数 2,160,410株

割当先 金融機関17社、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社、
興銀リース株式会社、ミネルヴァ債権回収株式会社、株式会社鞠町興産

13 有償第三者割当増資

E種優先株式

発行価格 3,704円

資本組入額 1,852円

発行株式数	138,822株	
割当先	GS Capital Partners	Fund, L.P.
	GS Capital Partners	Offshore Fund, L.P.
	GS Capital Partners	Parallel, L.P.
	GS Capital Partners	GmbH&Co.,KG.

14 有償第三者割当増資

譲渡制限種類株式

発行価格	275円
資本組入額	137.5円
発行株式数	1,818,182株
割当先	秋元竜弥

15 資本金及び資本準備金の減少

会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少してその他資本剰余金に振り替え、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

16 自己株式の消却

自己株式(519,030株)の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

(普通株式)

(平成22年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		6	17	84	38	31	24,889	25,065	
所有株式数(株)		123,053	80,376	883,889	152,334	4,131	5,944,610	7,188,393	
所有株式数の割合(%)		1.72	1.12	12.30	2.12	0.06	82.68	100.00	

(A種優先株式)

(平成22年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		17		3				20	
所有株式数(株)		2,112		6,804				8,916	
所有株式数の割合(%)		23.68		76.32				100.00	

(B種優先株式)

(平成22年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		17		3				20	
所有株式数(株)		6,323		20,378				26,701	
所有株式数の割合(%)		23.68		76.32				100.00	

(C種優先株式)

(平成22年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		17		3				20	
所有株式数(株)		511,170		1,649,306				2,160,476	
所有株式数の割合(%)		23.66		76.34				100.00	

(D種優先株式)

(平成22年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		17		3				20	
所有株式数(株)		511,143		1,649,267				2,160,410	
所有株式数の割合(%)		23.66		76.34				100.00	

(E種優先株式)

(平成22年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)					4			4	
所有株式数(株)					138,822			138,822	
所有株式数の割合(%)					100.00			100.00	

(譲渡制限種類株式)

(平成22年7月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)							1	1	
所有株式数(株)							1,818,182	1,818,182	
所有株式数の割合(%)							100.00	100.00	

(7) 【大株主の状況】

「所有株式数別」

(平成22年7月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
加藤 照美	東京都多摩市	2,604,167	19.29
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 代表社員 ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	2,389,708	17.70
秋元 竜弥	東京都目黒区	2,062,772	15.28
株式会社麹町興産	東京都千代田区麹町3丁目5番19号	1,667,765	12.35
株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	554,674	4.11
北山 英樹	福岡県福岡市中央区	468,750	3.47
井 康彦	福岡県福岡市中央区	260,417	1.93
風巻 正人	栃木県佐野市	156,750	1.16
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	118,965	0.88
財団法人秋元国際奨学財団	東京都新宿区新宿3丁目1-24	100,000	0.74
計		10,383,968	76.91

「所有議決権数別」

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 (%)
加藤 照美	東京都多摩市	2,604,167	19.34
ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社 代表社員 ジーエス・ピーアイエー・ホールディングス合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー46階	2,376,370	17.65
秋元 竜弥	東京都目黒区	2,062,772	15.32
株式会社麹町興産	東京都千代田区麹町3丁目5番19号	1,654,122	12.28
株式会社関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号	550,162	4.09
北山 英樹	福岡県福岡市中央区	468,750	3.48
井 康彦	福岡県福岡市中央区	260,417	1.93
風巻 正人	栃木県佐野市	156,750	1.16
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10	118,965	0.88
財団法人秋元国際奨学財団	東京都新宿区新宿3丁目1-24	100,000	0.74
計		10,352,475	76.88

- (注) 1 加藤照美氏は、平成22年7月28日に当社が第三者割当増資のため発行した普通株式2,604,167株を引受けたことにより、主要株主となっております。
- 2 ミネルヴァ債権回収株式会社は、平成22年7月28日に当社が第三者割当増資のため発行したC種優先株式791,455株およびD種優先株式791,420株を引受けたことにより、主要株主となりました。
- 3 平成22年7月29日にミネルヴァ債権回収株式会社が保有していたC種優先株式791,455株、D種優先株式791,420株を株式会社麹町興産へ譲渡したことにより、ミネルヴァ債権回収株式会社は主要株主でなくなり、株式会社麹町興産が主要株主となりました。

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

(平成22年7月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 8,916 B種優先株式 26,701		(注)
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,188,393 C種優先株式 2,160,476 D種優先株式 2,160,410 E種優先株式 138,822 譲渡制限種類株式 1,818,182	7,188,393 2,160,476 2,160,410 138,822 1,818,182	(注)
単元未満株式			
発行済株式総数	13,501,900		
総株主の議決権		13,466,283	

(注) A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、譲渡制限種類株式の内容は、「1(1)発行済株式」の「内容」に記載しております。

【自己株式等】

(平成22年7月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成15年5月16日臨時株主総会および会社法に基づき、平成20年12月9日の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成15年5月16日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成15年5月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3名及び従業員33名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	

(平成20年12月9日取締役会決議)

決議年月日	平成20年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役5名及び従業員52名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 「新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(平成22年6月1日)での決議状況(取得日 平成22年7月28日)	519,030	
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	519,030	
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	519,030			
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他				
保有自己株式数				

3 【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元は、経営理念である「三つの豊かさの追求」の具現化の一つとして重要な経営課題であると認識しております。利益還元については、企業価値の長期的最大化に向けて、将来の事業拡大に必要不可欠な在庫投資や、経営体質強化のための内部管理体制の充実への成長投資等を勘案して決定しております。

これらを踏まえ、経営理念の更なる具現化として掲げている「三つのS」のより具体的な数値目標として、配当性向30%超を目指して経営に邁進してまいります。

平成22年7月期は、当期純損失を計上したため、無配としており、また、配当性向は0%となっております。

当社の事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。中間配当の決定機関は取締役会であり、基準日は1月31日となっております。期末配当に关しましては、決定機関は株主総会となっております。

内部留保資金につきましては、企業価値と企業体質の更なる発展、成長、経営基盤の強化のため、たな卸資産の購入など積極的な事業投資に活用し、継続的な利益還元を実現してまいります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成18年7月	平成19年7月	平成20年7月	平成21年7月	平成22年7月
最高(円)	272,000 30,200	44,850	41,400	4,950	1,468
最低(円)	51,700 24,310	28,230	4,320	360	227

(注) 1 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

2 印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	384	420	388	349	675	739
最低(円)	307	310	334	240	262	435

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長		高橋 康夫	昭和30年7月29日生	昭和54年5月 株式会社長谷川工務店（長谷工 コーポレーション）入社 平成17年4月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員事業本部長就任 平成17年8月 当社取締役事業本部長就任 平成18年2月 当社取締役事業開発本部長就任 平成18年11月 当社取締役新規事業本部長就任 平成19年4月 当社取締役新規事業本部部長就任 平成19年11月 当社取締役事業三部長就任 平成20年8月 当社取締役事業本部長就任 平成20年10月 当社取締役事業本部長兼株式会社 アルデプロ住宅販売代表取締役就 任 平成20年11月 当社取締役兼株式会社アルデプロ 住宅販売代表取締役就任 平成21年5月 当社取締役事業一部長就任 平成21年10月 当社代表取締役社長就任（現任）	(注3)	普通株式 3,623
取締役	経営管理本部長	久保 玲士	昭和33年1月26日生	平成3年7月 小堀会計事務所入社 平成8年11月 株式会社アテネコーポレーション 入社 平成9年10月 同社取締役管理部長就任 平成14年1月 当社入社 平成14年2月 当社取締役管理本部長就任 平成14年11月 当社常務取締役就任 平成16年6月 当社取締役経営企画室室長就任 平成16年8月 当社常務取締役就任 平成18年2月 当社常務取締役経営管理本部長就 任 平成19年10月 当社代表取締役社長就任 平成20年10月 当社取締役副社長就任 平成21年5月 当社取締役副社長兼経営管理本部長 就任 平成21年10月 当社取締役経営管理本部長就任 （現任）	(注3)	普通株式 5,976
取締役	事業 本部長	遠藤 正博	昭和47年7月17日生	平成9年4月 オリnbasロジテックス株式会社 入社 平成14年3月 調布リハウス株式会社（三井のリ ハウス調布店）入社 平成15年5月 当社入社 平成17年4月 当社執行役員事業推進本部長就任 平成17年8月 当社取締役事業推進本部長就任 平成18年2月 当社常務取締役就任 平成18年11月 当社専務取締役就任 平成21年5月 当社専務取締役事業本部長就任 平成21年10月 当社取締役事業本部長就任（現 任）	(注3)	普通株式 4,838
取締役	ファイナンス 部長	牧口 正一	昭和44年11月2日生	平成5年4月 株式会社武蔵野銀行入社 平成13年12月 ダイヤモンドリース株式会社（現 三菱UFJリース株式会社）入社 平成16年11月 株式会社アーバンコーポレイシ ョン入社 平成19年11月 当社入社 平成21年5月 当社ファイナンス部長就任 平成21年10月 当社取締役ファイナンス部長就任 平成21年11月 当社取締役ファイナンス本部長就 任 平成22年2月 当社取締役ファイナンス部長就任 （現任）	(注3)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)	
取締役		細川 和 憲 (注1)	昭和24年8月27日	昭和48年4月 平成16年7月 平成17年3月 平成17年4月 平成18年6月 平成22年7月	国税庁入庁 関東信越国税不服審判所長 国税庁長官官房付 辞職 東京経済大学現代法学部教授(現任) 税理士登録 当社取締役就任(現任)	(注4)		
監査役(常勤)		椎塚 裕 一 (注2)	昭和43年11月21日生	平成3年4月 平成11年8月 平成16年10月 平成20年10月	水落司法書士事務所入所 麹町総合事務所(現 司法書士法人麹町総合事務所)入所 株式会社アーバンビジョン監査役(現任) 当社監査役就任(現任)	(注5)		
監査役		伊禮 勇 吉 (注2)	昭和12年8月25日生	昭和37年4月 昭和38年4月 昭和39年10月 昭和40年4月 昭和42年4月 昭和44年4月 平成15年6月 平成15年9月	琉球政府文教局勤務 琉球政府巡回裁判所勤務 司法試験合格 最高裁判所司法研修所入所 東京弁護士会入会、成毛法律事務所入所 伊禮法律事務所設立(現任) 株式会社オオバ 社外監査役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注6)	普通株式 3,000	
監査役		柿本 謙 二 (注2)	昭和42年5月4日生	平成元年10月 平成5年11月 平成9年3月 平成11年10月 平成15年4月 平成15年4月 平成18年10月 平成21年2月	サンワ・等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 公認会計士第三次試験合格 公認会計士登録 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)退所 株式会社ファンコミュニケーションズ監査役就任(現任) 株式会社アイビービー設立 代表取締役就任(現任) アーク総合事務所開設 代表就任(現任) 当社監査役就任(現任) 株式会社アロークロスベクトホールディングス(現アロークロスベクトリアリティー)代表取締役就任(現任)	(注5)		
計								17,437

- (注) 1 取締役細川和憲は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役椎塚裕一、伊禮勇吉及び柿本謙二は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 任期は平成21年10月29日開催の定時株主総会による選任後、平成23年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 任期は平成22年7月27日開催の臨時株主総会による選任後、平成23年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 任期は平成22年10月28日開催の定時株主総会による選任後、平成26年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 任期は平成19年10月25日開催の定時株主総会による選任後、平成23年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

コーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、継続的に企業価値を高めていくためには極めて基本的なことであります。不公正・非効率な経営は企業価値を損なうのみならず、会社の継続的な成長にとって致命的な妨げになると認識しております。

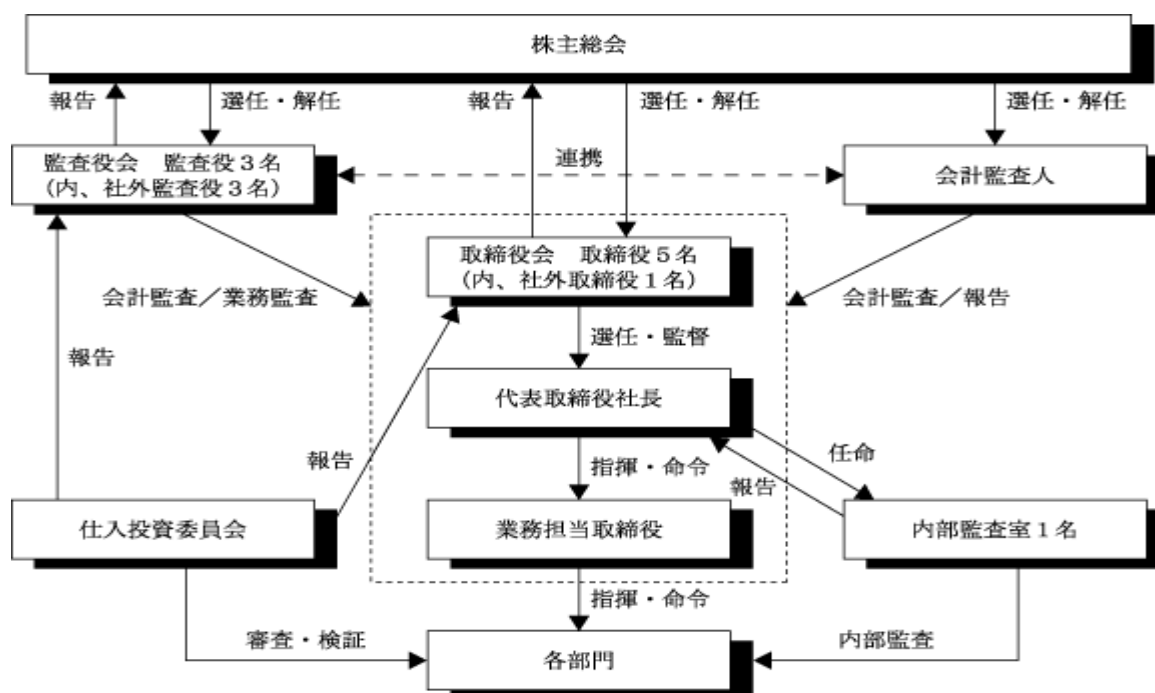
したがって、会社構成員とりわけ経営者及び管理職が率先し、志と自己規律を高めて法令遵守・順法精神の向上に努め、さらには徹底した対話を重ねて経営戦略の共有化を図っていくことによって、企業価値の向上を目指していく所存であります。また、株主の皆様、取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、取締役会、監査役会等の制度の強化・改善を図りながらコーポレート・ガバナンスを充実させてまいりたいと考えております。

・企業統治の体制の概要

会社の機関の内容

当社の経営組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の概要は次のとおりであります。

(平成22年10月29日現在)



(ア)取締役会

取締役会は毎月1回の定期開催に加え、必要に応じて臨時開催も行い、重要な業務執行および法定事項に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。取締役は平成22年10月29日現在5名（うち1名は社外取締役）であり、組織及び人員構成からは適正であると考えております。取締役会において十分に議論を尽くすことで経営上の良し悪しの判断を明確にしていく社風を維持してまいります。そのことにより、経営の効率化と意思決定・業務執行の迅速化、さらには競争力の強化と企業価値の向上を目指しております。

(イ)監査役会および監査役監査

当社では、委員会制度は採用せず、監査役制度を効果的に活用したいと考えております。当社監査役会の主な活動としては、各監査役が取締役会に出席するほか、常勤監査役を中心として社内各部署および関係会社に対して業務執行状況の監査を行っております。当社の監査役は平成22年10月29日現在で3名であり、全員を社外監査役（うち1名が常勤監査役）とし、健全な経営を遂行するためのチェック

体制や内部統制の充実に努めております。

(ウ)仕入投資委員会

平成21年10月23日付で公表しておりますとおり、当社は過年度決算の修正について調査委員会から報告書を受け取った旨の発表を行いました。過年度決算の修正を行うこととなった原因の一つに、事業計画の立案や検証に甘さがあったことは否定できず、また仕入れた物件の評価について会計上保守的に認識すべきとの視点が不足しておりました。さらに、事業計画の進捗の報告義務が不徹底であったことがあげられます。これらの事態を回避し、より安全・確実な収益の獲得を目指すために、仕入投資委員会を設置しました。

本委員会は、取締役会に対して仕入・開発行為についての勧告・検証を行う委員会であり、当社及び関係会社の販売用不動産の仕入及び販売について、売買取引の内容を審査し、意見を述べるものとしております。

なお、本委員会は、当社取締役から2名、内部監査室から1名、当社とは独立した外部者から2名の合計5名で構成されております。

本委員会が勧告・検証する事項は、当社グループの行う以下の行為としております。

販売用不動産の仕入

開発行為

固定資産（収益を生むものに限る）の購入

すでに資産として計上されている販売用不動産、固定資産の他の用途への転用

本委員会は、定例委員会（毎月1回）および臨時委員会（随時）を開催しており、その活動状況は当社の定例取締役会に報告されております。

・企業統治の体制を採用する理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容および会社規模等に鑑み、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。取締役会の意思決定機能および監督機能の強化、執行責任の明確化および業務執行の迅速化を図る一方、社外取締役も加えた取締役会による業務執行の監督機能、監査役会による監督・監査機能の整備・運用、また投資委員会による審査・検証・勧告により、適切なガバナンス体制が構築されているものと考えております。

・内部統制システムの整備の状況

(ア)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、文書管理規程および情報管理規程に、各組織単位毎の詳細な保管文書一覧を定め、定期的に整備状況を精査・確認する。また、必要に応じて保管・運用方法の見直しと改善を図り、取締役または監査役の要請に応じて、速やかに閲覧提供できる体制を整える。

取締役および従業員の業務執行にかかる情報については、ITの効率活用、情報のデータベース化、必要情報の存否・保存状況の検索システム等について、総務担当部門が情報の統括管理を所管し、必要な研究・検討を進める。

(イ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役および管理職位にある者は、取締役会決議または職務権限規程に基づき、その付与された権限の範囲内で職務を履行し、その範囲内で、損失発生危険を管理する。付与された権限を越える場合は、「稟議規程」に定める決裁を要し、その許可された範囲内で、損失の危険を管理する。

取締役および管理者の職務の履行におけるリスク管理の基本的事項については、別に、「リスク管理基本規程」を定める。

総務担当部門は、情報セキュリティマネジメントシステムの構築を討議し、必要に応じて外部機関の

認証も取得することで、社内外ともに有効かつ安心の情報管理に取り組むものとする。

(ウ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各取締役の職務の執行が効率的に行われるよう、取締役会を毎月および必要に応じて随時開催して経営論議を深めるとともに、適宜情報交換を行うなど取締役間の連携を図る。

経営計画のマネジメントについては、経営理念を基軸として、短期経営計画に基づき毎年策定される年度計画の目標達成のために、各業務執行ラインが活動することとする。

日常の職務執行に際しては、職務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各管理職位の責任者が「職務権限基準表」に定めた意思決定ルールに則り、業務を遂行することとする。

職務分掌規程、職務権限規程および職務権限基準表に定めた運用基準は、規程・基準の改廃を含めて総務担当部門が所管し、日常業務における意思決定ルールの明確化と定着化を目指して、厳格な監視・指導に務める。

(エ) 使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、全取締役および従業員のコンプライアンスに対する啓蒙活動について討議し、コンプライアンス・マニュアルを制定して実行・指導する。

日常の業務執行においては、全取締役、従業員が定められた職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等に基づいた処理を実施する。

コンプライアンスに関する報告・相談ルートは、社外の弁護士へのものも含め社内外に複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め厳正に対処する。

(オ) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は連結子会社の経営の自主性を尊重しつつ、関係会社とのシナジーが最大限に発現されるように「関係会社管理規程」を制定し、関係会社に対し適切な管理を行う。

当社の内部監査室は、関係会社の監査役と連携して定期的な内部監査を行う。

関係会社にコンプライアンス担当者を置き、関係会社の監査役および当社の内部監査室とも連携のうち、当社のコンプライアンス・マニュアルに準じて、関係会社の全取締役および従業員に法令遵守の重要性を周知させる。

関係会社は、コンプライアンスに関する報告・相談ルートを、社外の弁護士へのものも含め複数設置する。弁護士への相談ルートについては、匿名性を担保して利用できる仕組みとする。

(カ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人の体制

監査役の職務を補助すべき専任部門およびスタッフは、内部監査室に兼務させる。

(キ) 前記(カ)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

上記の使用人の職務遂行の評価については、監査役の意見を聴取するものとする。

(ク) 取締役・使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役または監査役会への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、その他の重要な会議または委員会に出席することができる。

監査役には、主要な稟議書その他社内の重要書類が回付され、または、要請があれば直ちに資料等が提出される。

監査役は、定期的に取り締り・監査役連絡会を開催し、更に、必要に応じ随時業務執行状況の報告を受けることができる。

(ケ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役職責、心構え、監査基準等を明確にした「監査役監査基準」を熟知するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。

監査役は、監査の実施に当たり、監査役独自に収集した業務執行状況の報告等を踏まえつつ、内部監査室、会計監査人とも相互連携する。

監査役は、会計監査人との両者の監査業務の品質および効率を高めるため、四半期毎に1回および必要により情報・意見交換等を行い、内部監査室を含めた緊密な連携を図る。

必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用する。

内部監査および監査役監査、会計監査の状況

当社各部門および管理部門から独立した組織である内部監査室は毎月1回、各部署および関連会社に対して内部監査を実施し、各部署および関連会社の業務が法令・規則および社内規程等に即して行われているか監査しております。なお、内部監査室の人員は平成22年10月29日現在、1名であります。なお、監査計画を毎年1回監査役会において報告しております。また、内部監査の結果を毎月1回開催される監査役会において報告しており、その際、各監査役が適宜意見を発表しております。

監査役監査では、各監査役は、監査役会で定めた監査役監査基準、監査の方針、監査計画等に従って、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しております。また、監査役会では、会計監査人および内部監査室と定期的に会合を持って連携を図り、監査役会においてこれらの活動によって得られた情報を報告し、各監査役はこれを共有したうえで、意見交換や重要事項の協議を行っております。

なお、監査役柿本謙二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

会計監査では、会社法および金融商品取引法に基づき、監査契約を締結している明誠監査法人は、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。

・業務を執行した公認会計士の氏名：

指定社員・業務執行社員 市原豊、指定社員・業務執行社員 武田剛

・監査業務に係る補助者の構成：その他13名（公認会計士試験合格者、システム監査担当者等）

なお、監査役会において、会計監査人が監査の実施状況および監査方針を説明しております。また、四半期ごとに当社商品在庫の実査に対して、常勤監査役と会計監査人が同時に立会い、確認しております。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役の細川和憲氏ならびに社外監査役の椎塚裕一氏、伊禮勇吉氏および柿本謙二氏の3名との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

当社は、社外取締役および社外監査役を選任することにより、的確な情報共有と充実した審議を基盤とした経営判断に努めております。各社外取締役および社外監査役は、これまでの経験を生かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点での経営の監督とチェック機能を果たしております。取締役会においては、社長または担当取締役から当社および関係会社の営業活動の状況、内部統制の状況、内部監査実施状況等について定期的に報告を受けております。また、主に社外取締役からは経営陣から独立した客観的視点での助言等を、社外監査役からは取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保することに資する指摘等を得ております。また、監査役会においては、各監査役が取締役会に出席し必要に応じて意見を述べていることに加え、監査役会において必要情報を全員で共有し、意見交換や重要事項の協議を行うな

どにより、取締役の職務執行の監査を行っております。

また、これら社外取締役および社外監査役は、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、株主共同の利益に資するかどうかの視点から、客観的で公平公正な判断をなしうる人格、識見、能力を有していると会社が判断しております。

社外取締役および社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系、取引関係、その他の利害関係

社外監査役伊禮勇吉は、平成22年7月31日現在当社株式を3,000株所有しております。また、当社の顧問弁護士である伊禮竜之助は、社外監査役伊禮勇吉の実子であります。当社は伊禮竜之助に対して、法律問題の処理・相談に係る手数料として平成22年7月期に600千円の取引を行っております。その他、人的関係、その他の利害関係はございません。

当社は、社外監査役椎塚裕一に対して、売上債権を2,628千円有しております。その他、人的関係、資本的关系、その他の利害関係はございません。

平成22年10月29日現在上記以外の社外監査役1名とは、人的、資本的及びその他の利害関係はありません。

取締役の定数および取締役の選任の決議要件

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、その選任議案は累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

取締役および監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営理念でもあります「三つの豊かさの追求」のうちの「経済的豊かさの追求」を各ステークホルダー、ことに株主の皆様と共有する一環として、利益還元を機動的に行いたいと考えております。その実現のため取締役会の決議によって、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、基準日は1月31日としております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応し、資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得できる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

役員報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	49,476	48,900	576	5
監査役 (社外監査役を除く)				

社外役員	3,600	3,600	3
------	-------	-------	---

- (注) 1. 上記取締役の支給人員には、平成22年7月30日に退任した者1名を含んでおります。
2. 上記支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額を含んでおります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成15年10月24日開催の定時株主総会において、年額1億4,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含まない）とする決議をしております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成15年10月24日開催の定時株主総会において年額3,000万円以内とする決議をしております。
5. 社外役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額については、該当事項はありません。
6. 役員賞与については、該当事項はありません。

□ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

八 役員の報酬等の額の決定に関する方針

各取締役の報酬については、会社の業績、役位、在籍期間における実績、社内バランス等を総合的に勘案し、株主総会で決議頂いた総額の範囲内で、取締役会で決定することにしております。

ただし、取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役がこれを決定することにしております。

各監査役の報酬については、株主総会で決議頂いた総額の範囲内で、監査役の協議によって決定することにしております。

株式の保有状況

イ 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数および貸借対照表計上額の合計額

1 銘柄 2,774千円

□ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額および保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
株式会社コーセーアールイー	96	2,774	営業政策投資目的

種類株式の発行について

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式、B種優先株式を発行しております。

当社は、発行時から6カ月間の譲渡制限がついた普通株式と異なる定めをした議決権のある譲渡制限種類株式を発行しております。

当社は、配当金の優先配当について普通株式と異なる定めをした議決権のあるC種優先株式、D種優先株式、E種優先株式を発行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	26,916		22,000	
連結子会社				
計	26,916		22,000	

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬については、監査計画に基づく監査日数、当社の規模や業務の特性等の要素を勘案し、監査公認会計士等と協議を行い、監査役会の同意を得たうえで、監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年8月1日から平成21年7月31日まで)は、改正前の「連結財務諸表規則」に基づき、当連結会計年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)は、改正後の「連結財務諸表規則」に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年8月1日から平成21年7月31日まで)は、改正前の「財務諸表等規則」に基づき、当事業年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)は、改正後の「財務諸表等規則」に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年8月1日から平成21年7月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年8月1日から平成21年7月31日まで)及び当事業年度(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)の財務諸表について、明誠監査法人により監査を受けております。

当社の監査公認会計士等は次のとおり異動しております。

第21期連結会計年度の連結財務諸表及び第21期事業年度の財務諸表 アスカ監査法人

第22期連結会計年度の連結財務諸表及び第22期事業年度の財務諸表 明誠監査法人

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりです。

平成21年10月29日提出

(1) 異動に係る監査公認会計士等の氏名・名称

選任する監査会計監査人の名称

明誠監査法人

退任する監査会計監査人の名称

アスカ監査法人

(2) 異動の年月日

平成21年7月30日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において提出会社の監査公認会計士等となった年月日

平成20年11月27日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

平成21年6月16日に発表いたしましたとおり、当社の過去の決算において、一部の営業取引について、会計処理の修正を有する可能性のある事象が発覚したため、事実関係の詳細および経緯等を調査するため調査委員会を設置いたしました。平成21年7月30日当時、調査は鋭意進めており、まだ結論に至っておりませんでした。こうした状況のなかアスカ監査法人より、辞任の申出があり、平成21年7月30日に当社はこれを受理し、監査契約を解約いたしました。

(6) 上記(5)の理由及び経緯等に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する異動監査公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、情報収集等に努めております。また、公益財団法人財務会計基準機構等の行うセミナーに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成21年7月31日)	当連結会計年度 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 209,761	58,132
受取手形及び売掛金	96	31
たな卸資産	2, 4 26,182,325	2, 4 13,929,982
前渡金	4,704,180	63,577
預け金	-	1,142,584
その他	730,199	47,460
貸倒引当金	129,732	8,742
流動資産合計	31,696,831	15,233,027
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1, 2 4,664	1, 2 5,400
土地	2 64,073	2 11,506
有形固定資産合計	68,737	16,907
投資その他の資産		
投資有価証券	19,319	2,774
差入保証金	311,700	15,142
関係会社長期貸付金	5 703,000	-
長期滞留債権等	2,048,817	623,520
その他	36,107	28,417
貸倒引当金	2,179,153	623,520
投資その他の資産合計	939,791	46,335
固定資産合計	1,008,529	63,242
資産合計	32,705,360	15,296,269

	前連結会計年度 (平成21年7月31日)	当連結会計年度 (平成22年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	244,150	-
短期借入金	2, 3 32,156,998	2, 3 11,980,064
1年内返済予定の長期借入金	2 217,178	140,229
1年内償還予定の社債	10,002,720	-
未払金	527,698	1,455,420
未払費用	463,423	453,025
未払法人税等	57,293	10,917
賞与引当金	4,234	-
解約損失引当金	4,754,180	-
その他	576,269	683,806
流動負債合計	49,004,146	14,723,463
固定負債		
社債	450,000	-
長期借入金	2 2,432,500	279,720
退職給付引当金	11,260	13,345
長期未払金	406,400	208,760
固定負債合計	3,300,160	501,825
負債合計	52,304,307	15,225,288
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,944,169	300,000
資本剰余金	12,309,418	8,462,898
利益剰余金	44,854,028	8,694,237
株主資本合計	19,600,440	68,661
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,200	2,025
評価・換算差額等合計	1,200	2,025
新株予約権	2,693	4,346
純資産合計	19,598,946	70,981
負債純資産合計	32,705,360	15,296,269

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)
売上高	13,924,998	8,356,392
売上原価	² 28,956,171	² 14,649,229
売上総損失()	15,031,173	6,292,837
販売費及び一般管理費	¹ 2,247,853	¹ 1,179,524
営業損失()	17,279,026	7,472,361
営業外収益		
受取利息	5,043	431
受取手数料	47,410	-
その他	217,752	143,677
営業外収益合計	270,207	144,108
営業外費用		
支払利息	1,373,252	1,724,138
支払手数料	21,783	9,382
消費税相殺差損	51,971	50,172
株式交付費	1,000	100,071
その他	154,652	2,640
営業外費用合計	1,602,660	1,886,404
経常損失()	18,611,479	9,214,658
特別利益		
関係会社株式売却益	1,214	-
固定資産売却益	³ 986	³ 1,781
賞与引当金戻入額	11,198	4,473
貸倒引当金戻入額	1,050,741	259,844
債務免除益	-	1,794,634
その他	-	59,521
特別利益合計	1,064,141	2,120,254

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
特別損失		
固定資産除却損	4 19,805	-
固定資産売却損	5 2,524	-
貸倒引当金繰入額	135,891	-
貸倒損失	291,246	297,650
投資有価証券評価損	14,999	-
減損損失	7 334,255	7 52,566
事業再編費用	6 47,197	-
投資有価証券売却損	-	1,178
販売用不動産評価損	4,460,091	-
解約違約金	981,119	-
解約損失引当金繰入額	1,748,680	-
関係会社株式売却損	17,462	-
課徴金	-	281,550
損害賠償金	-	2,000
和解金	-	124,497
上場違約金	-	10,000
事業再生費用	-	260,850
債権譲渡損	-	575,000
特別損失合計	8,053,274	1,605,292
税金等調整前当期純損失()	25,600,612	8,699,696
法人税、住民税及び事業税	12,423	5,060
法人税等調整額	5,002	-
法人税等合計	17,425	5,060
少数株主利益	83	-
当期純損失()	25,618,122	8,704,757

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	12,944,169	12,944,169
当期変動額		
新株の発行	-	14,186,929
資本金から剰余金への振替	-	26,831,098
当期変動額合計	-	12,644,169
当期末残高	12,944,169	300,000
資本剰余金		
前期末残高	12,785,139	12,309,418
当期変動額		
新株の発行	-	14,186,929
資本金から剰余金への振替	-	26,831,098
欠損填補	475,721	44,864,547
当期変動額合計	475,721	3,846,519
当期末残高	12,309,418	8,462,898
利益剰余金		
前期末残高	19,733,405	44,854,028
当期変動額		
欠損填補	475,721	44,864,547
当期純損失()	25,618,122	8,704,757
連結範囲の変動	21,778	-
当期変動額合計	25,120,622	36,159,790
当期末残高	44,854,028	8,694,237
株主資本合計		
前期末残高	5,995,903	19,600,440
当期変動額		
新株の発行	-	28,373,858
資本金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失()	25,618,122	8,704,757
連結範囲の変動	21,778	-
当期変動額合計	25,596,343	19,669,101
当期末残高	19,600,440	68,661

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,372	1,200
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,172	825
当期変動額合計	1,172	825
当期末残高	1,200	2,025
新株予約権		
前期末残高	-	2,693
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,693	1,652
当期変動額合計	2,693	1,652
当期末残高	2,693	4,346
少数株主持分		
前期末残高	4,863	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,863	-
当期変動額合計	4,863	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	5,998,394	19,598,946
当期変動額		
新株の発行	-	28,373,858
当期純損失（ ）	25,618,122	8,704,757
連結範囲の変動	21,778	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	998	827
当期変動額合計	25,597,341	19,669,928
当期末残高	19,598,946	70,981

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	25,600,612	8,699,696
減価償却費	25,262	291
のれん償却額	101,023	-
減損損失	83,127	52,566
貸倒損失	-	297,650
事業再編費用	47,197	-
販売用不動産評価損	4,460,091	-
解約違約金	981,119	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	999,382	259,844
賞与引当金の増減額(は減少)	111	4,473
解約損失引当金の増減額(は減少)	1,714,180	-
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,153	1,925
受取利息及び受取配当金	5,043	431
支払利息	1,379,062	1,725,990
投資有価証券売却及び評価損益(は益)	14,999	1,178
株式交付費	1,000	100,071
債務免除益	-	1,794,634
関係会社株式売却損益(は益)	16,248	-
固定資産売却損益(は益)	1,538	1,781
固定資産除却損	18,855	-
売上債権の増減額(は増加)	33,606	65
たな卸資産の増減額(は増加)	39,554,195	12,390,768
前渡金の増減額(は増加)	1,708,835	254,244
その他の流動資産の増減額(は増加)	3,470,922	81,633
仕入債務の増減額(は減少)	443,651	244,150
未払消費税等の増減額(は減少)	246,138	20,210
前受金の増減額(は減少)	134,393	1,000
その他の流動負債の増減額(は減少)	15,553,854	511,458
その他	476,440	918,893
持分法による投資損益(は益)	519	-
小計	10,640,240	5,352,936
利息及び配当金の受取額	5,043	431
利息の支払額	1,329,643	107,695
法人税等の支払額	6,103	51,847
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,309,538	5,193,825

	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	552,005
定期預金の払戻による収入	27,514	702,005
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 471,104	-
投資有価証券の売却による収入	-	3,736
有形固定資産の売却による収入	17,684	1,781
有形固定資産の取得による支出	1,966	1,028
無形固定資産の売却による収入	245	-
差入保証金の差入による支出	7,660	40,000
差入保証金の回収による収入	9,300	46,878
貸付けによる支出	703,000	-
貸付金の回収による収入	978,320	-
その他	761,642	1,660
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,553,184	163,029
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	13,882,319	5,985,746
長期借入金の返済による支出	146,499	3,508
株式の発行による収入	-	1,170,000
その他	1,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,029,818	4,819,254
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	3,167,096	537,600
現金及び現金同等物の期首残高	3,226,858	59,761
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	603,355
現金及び現金同等物の期末残高	1 59,761	1 1,200,717

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>当社グループの属する不動産業界におきましては、景気対策により耐久財消費に持ち直しの効果が認められるものの、雇用情勢の悪化による可処分所得の減少が個人消費を下押ししたため、住宅投資も減少が続いており、不動産価格の下落や、新築住宅供給戸数の減少に繋がっております。一方、住宅ローン減税や贈与税減税の拡大等、住宅取得促進政策の実施により、特にコストパフォーマンスの高い値ごろ感のある中古マンションの流通は堅調に推移しており、不動産価格の下落も底が見えてきたものと思われまます。</p> <p>このような環境下、当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良な中古不動産に対する需要は中長期的に拡大していくものと見込み、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。その上で、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達環境の悪化や遅れ、利益の減少等の影響を受け、当期も厳しい業績となりました。不動産価格の下落の影響を受け、利益率が低下し、当連結会計年度において売上総損失、営業損失、経常損失、当期純損失を計上いたしました。なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済期限を延長しております。また、支払利息の支払いについて一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできておりません。さらに、1年以内に多額の社債について償還期限を迎える状況にあります。また、当連結会計年度末において195億98百万円の債務超過となっております。</p> <p>以上のような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、早期に資金繰りの安定化が実現できると考えております。</p> <p>金融機関からの借入金のうち返済期限が経過している借入金の一部については、当該借入金の担保となっている収益用不動産からの賃料収入を当該借入金の弁済に充当しているものもあります。また、当社は担保不動産の売却を進めておりますが、売却による収入によって借入金全額を弁済できない場合、当該金融機関には、不足する借入金の弁済について猶予していただいております。このように、金融機関が強硬な回収手段をとるようなことはなく、不動産市況が底ばいを続ける中、金融機関は現状の不動産市況を静観しつつあるものと当社では判断しております。</p> <p>当社は、平成19年 8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社（以下、G S T K 4 といいます。）を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第1回C B といいます。）を発行いたしました。第1回C B の償還期限は平成20年 8月27日でしたが、平成20年 8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第2回C B といいます。）をG S T K 4 を引受先として発行し、第1回C B と相殺いたしました。</p> <p>そして、第2回C B の償還期限は平成21年 8月27日でしたが、現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、この償還につきまして、当社はG S T K 4 と協議してまいりました。そして、本件の解決のために引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。</p> <p>今後償還期日が到来する当該社債につきましては、G S T K 4 と償還義務の履行の再度の猶予について前向きな協議を行い、さらに今後、建設的な資本政策を検討・実施してまいり所存であります。</p>	

<p>前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)</p>
<p>当社グループのビジネスモデルの原点である中古マンションの再活事業の特徴は、1棟丸ごと仕入れ、内外装を施し区分登記し、また管理組合設立準備を行い、販売するものです。この販売期間は3カ月～4カ月程度で、新築マンションの18カ月～36カ月に比べると、短くなっておりま。また、中古マンションの価格は同程度の新築マンションの6割～7割程度と割安感があり、需要は底堅いものがあります。</p> <p>平成22年7月期において、中古マンションを仕入れ、年間3回転強、売上総利益率20%で販売してまいります。仕入に当たっては、利益を確保できる物件を厳選してまいります。さらに、中型のマンションやオフィスの再活も手掛け、平成22年7月期に黒字転換を目指してまいります。</p> <p>しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の状況は連結財務諸表には反映しておりません。</p>	

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 1社</p> <p>平成20年12月25日に当社グループが保有する株式会社オーパスの全株式を譲渡し、同社および同社の子会社である株式会社サワケンホームは子会社ではなくなりました。</p> <p>平成21年 4月 6日に当社グループが保有するジャパンリアルティスーパービジョン株式会社の全株式を譲渡し、同社は子会社ではなくなりました。</p>	<p>連結子会社の数 1社</p> <p>連結子会社の名称 株式会社アルデプロ住宅販売</p> <p>平成20年10月 9日に当社グループの100%出資により株式会社アルデプロ住宅販売を設立しました。平成21年 7月期においては、同社は設立初年度で重要性に乏しいため、持分法適用会社としておりましたが、当連結会計年度より、重要性が増したため連結の範囲に含めております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用会社の数 1社</p> <p>持分法適用会社の名称 株式会社アルデプロ住宅販売</p> <p>平成20年10月 9日に当社グループの100%出資により株式会社アルデプロ住宅販売を設立しました。ただし、同社は設立初年度で重要性に乏しいため、持分法適用会社としております。</p>	
3 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>イ. 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p> 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>ロ. たな卸資産 販売用不動産、仕掛品 従来、個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（収益性の低下に基づき簿価の切下げの方法）によっております。</p> <p> これにより、売上総損失、営業損失、経常損失が13,852,586千円、税金等調整前当期純損失が18,891,523千円それぞれ増加しております。</p> <p> 貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下に基づき簿価の切下げの方法）によっております。</p>	<p>イ. 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p> 時価のないもの 同左</p> <p>ロ. たな卸資産 販売用不動産、仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。</p> <p> 貯蔵品 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (3) 重要な引当金の計上基準 (4) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>イ．有形固定資産 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～28年</p> <p>ロ．長期前払費用 定額法によっております。</p> <p>イ．貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>ロ．賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。</p> <p>ハ．解約損失引当金 不動産売買契約の解約に伴う損失に備えるため、当連結会計年度における負担見込額を計上しております。</p> <p>ニ．退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>イ．有形固定資産 同左</p> <p>ロ．長期前払費用 同左</p> <p>イ．貸倒引当金 同左</p> <p>ロ．</p> <p>ハ．</p> <p>ニ．退職給付引当金 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
4 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。	同左
5 のれんの償却に関する事項	<p>のれんの償却については、子会社の実態に基づきその効果の発現する期間（5年）において均等償却を行っております。また、負ののれんについては、その効果の発現する期間（5年）において均等償却を行っております。</p> <p>ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。</p>	同左
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【会計処理方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>販売目的で保有する棚卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。</p> <p>これにより、当連結会計年度における売上総損失、営業損失及び経常損失が13,852,586千円、税金等調整前当期純損失が18,891,523千円それぞれ増加しております。</p>	

【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>(偶発債務)</p> <p>当社は、平成20年2月14日付で株式会社ゼニスから、不動産物件の売買の媒介手数料288,331千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。当社ではこの支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。</p> <p>当社は、平成20年6月26日付で福岡サブリ合同会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金1,060,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。</p>	

[次へ](#)

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年7月31日)		当連結会計年度 (平成22年7月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 168,707千円	1	有形固定資産の減価償却累計額 減損損失累計額 1,421千円 72,618
2	担保資産及び担保付債務	2	担保資産及び担保付債務
	担保資産		担保資産
	現金及び預金 150,000千円		販売用不動産 13,386,928千円
	販売用不動産 25,751,159		建物 4,479
	建物 4,664		土地 11,506
	土地 64,073		合計 13,402,914
	合計 25,969,897		担保付負債
	担保付負債		短期借入金 11,904,851
	短期借入金 28,275,331		合計 11,904,851
	一年以内返済予定の 217,178		
	長期借入金		
	長期借入金 1,836,500		
	合計 30,329,009		
3	当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結して おり、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入 未実行残高は次のとおりであります。	3	当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結して おり、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入 未実行残高は次のとおりであります。
	当座貸越契約の総額 8,838,000千円		当座貸越契約の総額 2,488,000千円
	借入実行残高 3,941,643		借入実行残高 626,908
	差引額 4,896,356		差引額 1,861,091
4	たな卸資産の内訳	4	たな卸資産の内訳
	販売用不動産 25,751,159千円		販売用不動産 13,853,235千円
	仕掛品 431,165		仕掛品 76,746
5	関係会社への貸付金	5	
	関係会社長期貸付金 703,000千円		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)	
1	販売費及び一般管理費の主なもの	1	販売費及び一般管理費の主なもの
	販売手数料 231,789千円		販売手数料 566,611千円
	貸倒引当金繰入額 140,360		給与及び賞与 240,500
	給与及び賞与 530,596		退職給付費用 3,091
	賞与引当金繰入額 18,169		管理諸費 124,488
	退職給付費用 3,765		広告宣伝費 12,979
	管理諸費 235,064		
	広告宣伝費 231,040		
	のれん償却額 98,882		
2		2	売上原価に含まれるたな卸資産評価損 5,986,946千円
3	固定資産売却益の内訳	3	固定資産売却益の内訳
	建物 265千円		車両運搬具 61千円
	車両運搬具 96千円		工具器具備品 1,720千円
	工具器具備品 4千円		合計 1,781千円
	土地 620千円		
	合計 986千円		
4	固定資産除却損の内訳	4	
	建物 5,677千円		
	構築物 11,994千円		
	工具器具備品 1,183千円		
	電話加入権 950千円		
	合計 19,805千円		
5	固定資産売却損の内訳	5	
	工具器具備品 2,524千円		
	合計 2,524千円		
6	事業再編費用の内訳	6	
	その他再編費用 47,197千円		
	合計 47,197千円		

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)															
<p>7 減損損失 当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上していません。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>会社名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>のれん</td> <td>株式会社オーパス</td> </tr> <tr> <td>不動産再 活事業</td> <td>有形固定資産</td> <td>株式会社アルデプロ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識にいたった経緯 当初予定していた収益が見込めなくなったことにより減損損失を認識しております。 なお、のれんについては、出資先関係会社の業績等を鑑み、投資資金回収期間が長期にわたる見通しから減損損失を認識しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額 334,255千円</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 当社グループは減損会計の適用に当たり、事業単位（関連会社）を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 当社グループの回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値を採用しております。また、正味売却可能価額については処分価額により算定しており、使用価値については将来のキャッシュ・フローを4.71%で割り引いて算定しております。</p>	用途	種類	会社名	その他	のれん	株式会社オーパス	不動産再 活事業	有形固定資産	株式会社アルデプロ	<p>7 減損損失 当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上していません。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他事 業</td> <td>土地</td> <td>千葉県柏市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識にいたった経緯 当社が有している有形固定資産について、評価額が簿価よりも下落していることから、減損損失を認識しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額 52,566千円</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 当社グループは減損会計の適用に当たり、事業単位（関連会社）を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 当社グループの回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値を採用しております。また、正味売却可能価額については処分価額により算定しており、使用価値については将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定しております。</p>	用途	種類	場所	その他事 業	土地	千葉県柏市
用途	種類	会社名														
その他	のれん	株式会社オーパス														
不動産再 活事業	有形固定資産	株式会社アルデプロ														
用途	種類	場所														
その他事 業	土地	千葉県柏市														

[次へ](#)

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	4,217,839			4,217,839

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間が到来しているもの)の目的となる株式の数

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度 末残高
			前連結会計年 度末	増加	減少	当連結会計年 度末	
提出会社	平成20年12月の ストック・オプションとしての 新株予約権						2,693
合計							2,693

当連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式数				
普通株式	4,217,839	3,489,584	519,030	7,188,393
譲渡制限種類株式		1,818,182		1,818,182
A種優先株式		8,916		8,916
B種優先株式		26,701		26,701
C種優先株式		2,160,476		2,160,476
D種優先株式		2,160,410		2,160,410
E種優先株式		138,822		138,822
合計	4,217,839	9,803,091	519,030	13,501,900
自己株式				
普通株式		519,030	519,030	
合計		519,030	519,030	

(変更事由の概要)

増加数の内容は、次のとおりであります。

1. 普通株式の増加3,489,584株は、第三者割当による増加であります。
2. 譲渡制限種類株式の増加1,818,182株は、第三者割当による増加であります。
3. A種優先株式の増加8,916株は、第三者割当による増加であります。
4. B種優先株式の増加26,701株は、第三者割当による増加であります。
5. C種優先株式の増加2,160,476株は、第三者割当による増加であります。
6. D種優先株式の増加2,160,410株は、第三者割当による増加であります。
7. E種優先株式の増加138,822株は、第三者割当による増加であります。
8. 普通株式の自己株式の増加519,030株は、当社元取締役相談役秋元竜弥からの無償譲渡による増加

であります。

減少数の内容は、次のとおりであります。

1. 普通株式の減少519,030株は、自己株式519,030株の消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成20年12月のストック・オプションとしての新株予約権						4,346
合計							4,346

[前△](#) [次△](#)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)																																																		
<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年 7月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">209,761千円</td> </tr> <tr> <td>担保提供している預金</td> <td style="text-align: right;">150,000</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59,761</td> </tr> </table> <p>2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の売却により、ジャパンリアルティスーパービジョン株式会社、株式会社オーパスが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びにこれら株式の売却価額と売却による収入は次のとおりであります。 (子会社株式の売却による収入)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">1,218,326 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">211,306</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">319,363</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">634,619</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">326,989</td> </tr> <tr> <td>負ののれん</td> <td style="text-align: right;">32,119</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">1,881</td> </tr> <tr> <td>株式売却益</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">753,387</td> </tr> <tr> <td>子会社株式の売却価額</td> <td style="text-align: right;">776,436</td> </tr> <tr> <td>子会社の現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">305,331</td> </tr> <tr> <td>差引：子会社の株式売却による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">471,104</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	209,761千円	担保提供している預金	150,000	現金及び現金同等物	59,761	流動資産	1,218,326 千円	固定資産	211,306	のれん	319,363	流動負債	634,619	固定負債	326,989	負ののれん	32,119	少数株主持分	1,881	株式売却益	753,387	子会社株式の売却価額	776,436	子会社の現金及び現金同等物	305,331	差引：子会社の株式売却による収入	471,104	<p>1 現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 7月31日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">58,132千円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">1,142,584</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,200,717</td> </tr> </table> <p>2</p> <p>3 重要な非資金取引の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">< 増加額 ></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資本金</td> <td style="text-align: right;">13,601,929千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資本準備金</td> <td style="text-align: right;">13,601,929千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">< 減少額 ></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">15,991,782千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">755,163千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社債</td> <td style="text-align: right;">10,002,717千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">454,195千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	58,132千円	預け金	1,142,584	現金及び現金同等物	1,200,717	< 増加額 >		資本金	13,601,929千円	資本準備金	13,601,929千円	< 減少額 >		短期借入金	15,991,782千円	長期借入金	755,163千円	社債	10,002,717千円	未払金	454,195千円
現金及び預金勘定	209,761千円																																																		
担保提供している預金	150,000																																																		
現金及び現金同等物	59,761																																																		
流動資産	1,218,326 千円																																																		
固定資産	211,306																																																		
のれん	319,363																																																		
流動負債	634,619																																																		
固定負債	326,989																																																		
負ののれん	32,119																																																		
少数株主持分	1,881																																																		
株式売却益	753,387																																																		
子会社株式の売却価額	776,436																																																		
子会社の現金及び現金同等物	305,331																																																		
差引：子会社の株式売却による収入	471,104																																																		
現金及び預金勘定	58,132千円																																																		
預け金	1,142,584																																																		
現金及び現金同等物	1,200,717																																																		
< 増加額 >																																																			
資本金	13,601,929千円																																																		
資本準備金	13,601,929千円																																																		
< 減少額 >																																																			
短期借入金	15,991,782千円																																																		
長期借入金	755,163千円																																																		
社債	10,002,717千円																																																		
未払金	454,195千円																																																		

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動に必要な資金を資本市場からの資金調達もしくは金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、また、デリバティブ取引は社内規程により行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、各事業セグメントにおける担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

借入金は、主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであります。事業再生ADR手続の成立により、借入金の利息については、年1%と定めており、金利変動リスクを回避しております。また、借入金は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	58,132	58,132	
(2) 投資有価証券	2,774	2,774	
(3) 短期借入金	(11,980,064)	(11,980,064)	
(4) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	(419,949)	(403,954)	(15,994)

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(1)	0

(1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3. 金融債権の連結決算日後の償還予定額

種類	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	58,132					
合計	58,132					

(注) 4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表の「借入金等明細表」をご参照下さい。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

[前△](#) [次△](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年7月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの 株式 債券 その他			
小計			
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの 株券 債券 その他	10,000	8,800	1,200
小計	10,000	8,800	1,200
合計	10,000	8,800	1,200

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)
売却額(千円)	
売却益の合計額(千円)	
売却損の合計額(千円)	

3. 時価評価されていない有価証券の内容

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券 投資事業組合に対する出資 非上場株式 マネー・マネジメント・ファンド	0
合計	0

当連結会計年度（平成22年7月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの 株式 債券 その他			
小計			
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの 株券 債券 その他	2,774	4,800	2,025
小計	2,774	4,800	2,025
合計	2,774	4,800	2,025

2. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	4,022		1,178

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左
2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 11,260千円 退職給付引当金の額 11,260	2 退職給付債務に関する事項 退職給付債務の額 13,345千円 退職給付引当金の額 13,345
3 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 3,765千円	3 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 3,091千円
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法によっております。	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (平成22年 7月31日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)	1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)
減価償却超過額 29,088千円	減価償却超過額 11,142千円
繰延資産償却超過額 4,029	退職給付引当金 5,431
一括償却資産損金算入限度超過額 254	損害賠償損失引当金 24,420
繰延消費税等損金算入限度超過額 1,072	投資有価証券評価損 24,979
退職給付引当金 4,583	商品評価損 10,187,207
損害補償損失引当金 1,934,951	貸倒引当金繰入限度超過額 230,684
貸倒引当金繰入限度超過額 930,585	未収入金 439,560
商品評価損 4,299,050	債務免除益 9,783,791
投資有価証券評価損 28,225	減損損失 21,394
新株予約権 1,096	未払金 40,729
子会社株式評価損 4,069	前渡金 339,845
賞与引当金 1,723	繰越欠損金 4,378,581
未払給与 196	その他 8,003
前期損益修正損 6,531,892	小計 25,495,771
青色欠損金 921,221	評価性引当額 25,495,771
小計 14,692,039	繰延税金資産合計
評価性引当額 14,692,039	
繰延税金資産合計	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失を計上したため、当該事項の記載を省略しております。	同左

[前へ](#) [次へ](#)

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成17年10月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社勤務 2カ月以上の従業員33名	当社勤務2カ月以上の従業員82名
株式の種類及び付与数	普通株式 1個(注)	普通株式 500個
付与日	平成15年 5月30日	平成17年10月26日
権利確定条件	付与日(平成15年 5月30日)から 権利確定日(平成17年 5月16日) まで継続して勤務していること	付与日(平成17年10月26日)から 権利確定日(平成19年10月26日) まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成15年 5月30日 ~平成17年 5月16日	平成17年10月26日 ~平成19年10月26日
権利行使期間	平成17年 5月17日 ~平成25年 5月15日	平成19年10月27日 ~平成27年10月26日

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年12月 9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名及び従業員52名
株式の種類及び付与数	普通株式 12,410個
付与日	平成20年12月 9日
権利確定条件	付与日(平成20年12月 9日)から 権利確定日(平成22年10月24日) まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成20年12月9日 ~平成22年10月24日
権利行使期間	平成22年10月25日 ~平成30年10月24日

(注) 当社は以下のように株式分割を行っております。株式の付与数は、株式分割前の数であります。

平成15年10月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月 5日付をもって普通株式 1株を 2株に分割
平成16年 4月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 6月18日付をもって普通株式 1株を 4株に分割
平成16年 9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式 1株を10株に分割
平成18年 6月 1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年 8月 1日付をもって普通株式 1株を 5株に分割

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成17年10月26日
権利確定前		
期首(株)		
付与(株)		
失効(株)		
権利確定(株)		
未確定残(株)		
権利確定後		
期首(株)	4,400	950
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)	4,000	950
未行使残(株)	400	

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年12月 9日
権利確定前	
期首(株)	
付与(株)	12,410
失効(株)	
権利確定(株)	
未確定残(株)	12,410
権利確定後	
期首(株)	
権利確定(株)	
権利行使(株)	
失効(株)	
未行使残(株)	

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成17年10月26日
権利行使価格(円)	150	17,200
行使時平均株価(円)		30,050
付与日における公正な 評価単価(円)		
会社名	提出会社	
決議年月日	平成20年12月 9日	
権利行使価格(円)	1,358	
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)	624	

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引関係)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社勤務 2カ月以上の従業員33名	当社取締役 5名及び従業員52名
株式の種類及び付与数	普通株式 1個(注)	普通株式 8,010個
付与日	平成15年 5月30日	平成20年12月 9日
権利確定条件	付与日(平成15年 5月30日)から 権利確定日(平成17年 5月16日) まで継続して勤務していること	付与日(平成20年12月 9日)から 権利確定日(平成22年10月24日) まで継続して勤務していること
対象勤務期間	平成15年 5月30日 ～平成17年 5月16日	平成20年12月9日 ～平成22年10月24日
権利行使期間	平成17年 5月17日 ～平成25年 5月15日	平成22年10月25日 ～平成30年10月24日

(注) 当社は以下のように株式分割を行っております。株式の付与数は、株式分割前の数であります。
平成15年10月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成15年12月 5日付をもって普通株式 1株を 2株に分割
平成16年 4月 7日開催の取締役会決議に基づき、平成16年 6月18日付をもって普通株式 1株を 4株に分割
平成16年 9月21日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月20日付をもって普通株式 1株を10株に分割
平成18年 6月 1日開催の取締役会決議に基づき、平成18年 8月 1日付をもって普通株式 1株を 5株に分割

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

Stock・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
権利確定前		
期首(株)		12,410
付与(株)		
失効(株)		4,400
権利確定(株)		
未確定残(株)		8,010
権利確定後		
期首(株)	400	
権利確定(株)		
権利行使(株)		
失効(株)		
未行使残(株)	400	

単価情報

会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年 5月16日	平成20年12月 9日
権利行使価格(円)	150	1,358
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)		624

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

該当事項はありません。

[前△](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日)

	不動産 再活事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	11,655,787	2,269,211	13,924,998		13,924,998
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高		1,883	1,883	(1,883)	
計	11,655,787	2,271,094	13,926,881	(1,883)	13,924,998
営業費用	27,976,161	2,029,145	30,005,307	1,202,485	31,204,025
営業損失()	16,320,374	241,949	16,078,425	1,200,601	17,279,026
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出					
資産	32,476,279		32,476,279	229,081	32,705,360
減価償却費	18,482	5,751	24,234		24,234
減損損失	334,255		334,255		334,255
資本的支出				1,966	1,966

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 不動産再活事業...中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売
- (2) その他...賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等
- 3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、1,202,485千円であり、その主なものは、管理部門に係る営業費用であります。
- 4 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、229,081千円であり、その主なものは、管理部門に係る現預金、投資有価証券等であります。

当連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

	不動産 再活事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	7,630,245	726,146	8,356,392		8,356,392
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高				()	
計	7,630,245	726,146	8,356,392	()	8,356,392
営業費用	14,514,787	757,198	15,271,985	556,768	15,828,753
営業損失()	6,884,541	31,051	6,915,593	556,768	7,472,361
資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出					
資産	14,092,778		14,092,778	1,203,491	15,296,269
減価償却費		291	291		291
減損損失	52,566		52,566		52,566
資本的支出				1,028	1,028

(注) 1 事業区分の方法

内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 不動産再活事業...中古マンション、中古オフィスビル等の販売、新築マンションの分譲、新築オフィスビル等の販売

(2) その他...賃料収入、リフォーム売上高、収入手数料等

3 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は、556,768 千円であり、その主なものは、管理部門に係る営業費用であります。

4 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、1,203,491千円であり、その主なものは、管理部門に係る現預金、投資有価証券等であります。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	秋元竜弥			当社顧問	(被所有)直接15.32		当社に対する出資(注)	500,000		
							当社に対する当社普通株式の無償譲渡			

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

平成22年 6 月 1 日開催の当社取締役会決議に基づき、取締役会決議日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(275円)を発行価額とし、譲渡制限種類株式1,818,182株を割り当てております。また、当該取引条件は、特に有利な条件ではありません。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
1株当たり純資産額	4,647円32銭	4円48銭
1株当たり当期純損失()	6,073円76銭	2,047円99銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載していません。	1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載していません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	19,598,946	70,981
普通株式に係る純資産額(千円)	19,601,640	32,211
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額(千円)	2,693	38,770
(うち新株予約権)	(2,693)	(4,346)
(うち優先株式等)	()	(34,423)
普通株式の発行済株式数(株)	4,217,839	7,188,393
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	4,217,839	7,188,393

2 1株当たり当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前連結会計年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当連結会計年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
当期純損失()(千円)	25,618,122	8,704,757
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	25,618,122	8,704,757
普通株式の期中平均株式数(株)	4,217,839	4,250,393
普通株式増加額(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 第1回新株予約権 第6回新株予約権 転換社債型新株予約権付社債 第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権 第1回新株予約権 第6回新株予約権 種類株式 譲渡制限種類株式 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)</p>
<p>・第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行について 当社が平成20年 8月27日に発行いたしました第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還につきまして、社債権者と償還義務の履行の猶予につきまして平成21年 8月21日に合意いたしました。</p> <p>1. 経緯 当社は、平成19年 8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社(以下、「G S T K 4」といいます。)を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「第1回C B」といいます。)を発行いたしました。第1回C Bの償還期限は平成20年 8月27日でしたが、平成20年 8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「第2回C B」といいます。)をG S T K 4を引受先として発行し、第1回C Bと相殺いたしました。</p> <p>そして、第2回C Bの償還期限が平成21年 8月27日に到来いたしますが、現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、この償還につきまして、当社はG S T K 4と協議してまいりました。そして、本件の解決のために引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。</p> <p>2. 債務の内容 債務の種類： 転換社債型新株予約権付社債 社債の総額： 10,002,720,000円 社債権者： ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社</p> <p>債務の総額に対する比率16.0%(平成20年 7月31日現在、個別)</p> <p>3. 合意内容について 当社は、平成20年 8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債10,002,720,000円(以下、「第2回C B」といいます。)を発行いたしました。その償還期限は平成21年 8月27日でしたが、社債権者であるゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社と償還義務の履行を猶予することにつきまして合意いたしました。</p> <p>合意の内容は次のとおりです。 (1) 償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予する。 (2) 償還義務の履行の猶予は第2回C Bの不履行を構成しない。</p> <p>・株式会社東京証券取引所より監理銘柄(審査中)に指定されていることについて</p> <p>1. 監理銘柄(審査中)指定理由 当社は、平成21年10月23日付で「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。</p> <p>この開示内容から、東証より有価証券上場規程施行規則第605条第1項第14号(上場会社が有価証券上場規程第601条第1項第11号a前段(有価証券上場規程第603条第1項第6号による場合)に該当すると認められる相当の事由があると東証が認める場合)に該当することとなり、投資者の注意を喚起するため、監理銘柄(審査中)に指定されたものであります。</p> <p>2. 監理銘柄指定期間 平成21年10月23日から東証が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。</p>	

前連結会計年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
3. 今後の対応 監理銘柄指定の解除を受けられるよう、調査委員会からの再発防止策を着実に実行し、早期の信頼回復に努めてまいります。	

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社アルデプロ	株式会社アルデプロ 第2回無担保社債	平成17年 11月29日	450,000				
	株式会社アルデプロ 第2回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	平成20年 8月27日	10,002,720				
合計			10,452,720				

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	32,156,998	11,980,064	1.00	
1年以内に返済予定の長期借入金	217,178	140,229	1.00	
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く)	2,432,500	279,720	1.00	平成24年7月～ 平成25年7月
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く)				
1年以内に返済予定のその他有利 子負債		3,340	1.00	
有利子負債(1年以内に返済予定 のものを除く)		6,660	1.00	平成24年7月～ 平成25年7月
合計	34,806,676	12,410,013		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
139,860	139,860			

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成21年8月1日 至平成21年10月31日)	第2四半期 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	第3四半期 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)	第4四半期 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)
売上高(千円)	2,184,251	1,321,928	2,097,255	2,752,956
税金等調整前四半期 純利益金額又は税金 等調整前四半期純損 失金額() (千 円)	1,309,528	2,007,400	5,868,673	485,905
四半期純利益金額又 は四半期純損失金額 () (千円)	1,310,567	2,008,335	5,889,272	503,417
1株当たり四半期純 利益金額又は1株当 たり四半期純損失金 額() (円)	310.72	476.15	1,396.28	118.44

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年7月31日)	当事業年度 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 209,761	26,745
売掛金	96	31
販売用不動産	1 25,751,159	1 13,407,130
仕掛品	431,165	-
貯蔵品	-	200
前渡金	4,704,180	60,000
前払費用	-	4,819
預け金	-	1,142,584
未収入金	676,070	-
その他	54,129	85,083
貸倒引当金	129,732	8,742
流動資産合計	31,696,831	14,717,854
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 46,838	1 34,628
減価償却累計額	42,174	30,149
建物（純額）	4,664	4,479
構築物	62,138	220
減価償却累計額	62,138	220
構築物（純額）	-	-
車両運搬具	205	-
減価償却累計額	205	-
車両運搬具（純額）	-	-
工具、器具及び備品	64,188	43,563
減価償却累計額	64,188	43,563
工具、器具及び備品（純額）	-	-
土地	1 64,073	1 11,506
有形固定資産合計	68,737	15,985
投資その他の資産		
投資有価証券	8,800	2,774
関係会社株式	0	0
出資金	-	1,725
関係会社長期貸付金	703,000	456,000
長期滞留債権等	2,048,817	623,520
その他	347,807	40,425
貸倒引当金	2,179,153	623,520
投資その他の資産合計	929,271	500,925
固定資産合計	998,009	516,910
資産合計	32,694,841	15,234,765

	前事業年度 (平成21年7月31日)	当事業年度 (平成22年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	244,150	-
短期借入金	1, 2 32,156,998	1, 2 11,980,064
1年内返済予定の長期借入金	1 217,178	140,229
1年内償還予定の社債	10,002,720	-
未払金	527,698	1,416,084
未払費用	463,423	452,222
預り金	-	57,430
未払法人税等	57,293	9,590
未払消費税等	-	265,903
預り敷金	-	276,578
賞与引当金	4,234	-
解約損失引当金	4,754,180	60,000
その他	576,269	18,625
流動負債合計	49,004,146	14,676,729
固定負債		
社債	450,000	-
長期借入金	1 2,432,500	279,720
退職給付引当金	11,260	12,429
長期未払金	406,400	208,760
固定負債合計	3,300,160	500,909
負債合計	52,304,307	15,177,638
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,944,169	300,000
資本剰余金		
資本準備金	12,309,418	-
その他資本剰余金	-	8,462,898
資本剰余金合計	12,309,418	8,462,898
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	44,864,547	8,708,092
利益剰余金合計	44,864,547	8,708,092
株主資本合計	19,610,960	54,805
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,200	2,025
評価・換算差額等合計	1,200	2,025
新株予約権	2,693	4,346
純資産合計	19,609,466	57,126
負債純資産合計	32,694,841	15,234,765

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)
売上高	12,742,057	6,972,978
売上原価	² 28,220,915	² 13,529,378
売上総損失()	15,478,858	6,556,399
販売費及び一般管理費	¹ 1,674,683	¹ 1,008,161
営業損失()	17,153,541	7,564,561
営業外収益		
受取利息	4,586	17,136
受取配当金	229	101
受取手数料	19,333	-
雑収入	-	³ 162,410
その他	229,286	-
営業外収益合計	253,435	179,648
営業外費用		
支払利息	1,371,867	1,719,195
社債利息	5,809	1,851
貸倒引当金繰入額	130,336	-
支払手数料	21,783	3,577
株式交付費	1,000	100,071
消費税相殺差損	51,971	37,761
その他	11,277	548
営業外費用合計	1,594,046	1,863,006
経常損失()	18,494,152	9,247,919
特別利益		
固定資産売却益	⁴ 100	⁴ 1,781
関係会社株式売却益	13,355	-
賞与引当金戻入額	6,730	4,234
貸倒引当金戻入額	1,053,555	259,844
債務免除益	-	1,794,634
その他	-	59,521
特別利益合計	1,073,741	2,120,015

	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
特別損失		
固定資産除却損	5 19,751	-
固定資産売却損	2,482	-
事業再編費用	6 47,197	-
投資有価証券売却損	-	1,178
投資有価証券評価損	14,999	-
販売用不動産評価損	4,460,091	-
関係会社株式売却損	60,264	-
関係会社株式評価損	279,735	-
貸倒引当金繰入額	427,138	-
解約違約金	981,119	-
解約損失引当金繰入額	1,748,680	-
損害賠償金	-	2,000
減損損失	7 83,127	7 52,566
和解金	-	124,497
貸倒損失	-	297,650
課徴金	-	281,550
上場違約金	-	10,000
事業再生費用	-	232,279
債権譲渡損	-	575,000
特別損失合計	8,124,587	1,576,721
税引前当期純損失()	25,544,998	8,704,625
法人税、住民税及び事業税	7,300	3,467
法人税等調整額	1,628	-
法人税等合計	5,672	3,467
当期純損失()	25,550,671	8,708,092

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日)		当事業年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
不動産再活事業					
建物仕入高		661,464	17.2	944,010	92.7
仕入直接経費		4,987,836	129.6		
仕掛品抽出科目		476,874	12.4	74,261	7.3
合計		3,849,497	100.0	1,018,272	100.0
期首販売用不動産 たな卸高		56,526,715		25,751,159	
期首仕掛品たな卸高		1,481,269		431,165	
他勘定振替高				388,000	
期末販売用不動産 たな卸高		25,751,159		13,407,130	
期末仕掛品たな卸高		431,165			
不動産再活事業売上原価			27,976,161		13,405,467
その他事業					
支払管理費等		244,753	100.0	123,910	100.0
その他事業売上原価			244,753		123,910
売上原価合計			28,220,915		13,529,378

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	12,944,169	12,944,169
当期変動額		
新株の発行	-	14,186,929
資本金から剰余金への振替	-	26,831,098
当期変動額合計	-	12,644,169
当期末残高	12,944,169	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	12,785,139	12,309,418
当期変動額		
新株の発行	-	14,186,929
準備金から剰余金への振替	475,721	26,496,347
当期変動額合計	475,721	12,309,418
当期末残高	12,309,418	-
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	-	26,831,098
準備金から剰余金への振替	475,721	26,496,347
欠損填補	475,721	44,864,547
当期変動額合計	-	8,462,898
当期末残高	-	8,462,898
資本剰余金合計		
前期末残高	12,785,139	12,309,418
当期変動額		
新株の発行	-	14,186,929
資本金から剰余金への振替	-	26,831,098
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	475,721	44,864,547
当期変動額合計	475,721	3,846,519
当期末残高	12,309,418	8,462,898
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	75,000	-
当期変動額		
利益準備金の取崩	75,000	-
当期変動額合計	75,000	-
当期末残高	-	-

	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	8,000,000	-
当期変動額		
別途積立金の取崩	8,000,000	-
当期変動額合計	8,000,000	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	27,864,597	44,864,547
当期変動額		
欠損填補	475,721	44,864,547
利益準備金の取崩	75,000	-
別途積立金の取崩	8,000,000	-
当期純損失()	25,550,671	8,708,092
当期変動額合計	16,999,950	36,156,455
当期末残高	44,864,547	8,708,092
利益剰余金合計		
前期末残高	19,789,597	44,864,547
当期変動額		
欠損填補	475,721	44,864,547
利益準備金の取崩	-	-
別途積立金の取崩	-	-
当期純損失()	25,550,671	8,708,092
当期変動額合計	25,074,950	36,156,455
当期末残高	44,864,547	8,708,092
株主資本合計		
前期末残高	5,939,711	19,610,960
当期変動額		
新株の発行	-	28,373,858
資本金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失()	25,550,671	8,708,092
当期変動額合計	25,550,671	19,665,766
当期末残高	19,610,960	54,805

	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	2,372	1,200
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,172	825
当期変動額合計	1,172	825
当期末残高	1,200	2,025
評価・換算差額等合計		
前期末残高	2,372	1,200
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,172	825
当期変動額合計	1,172	825
当期末残高	1,200	2,025
新株予約権		
前期末残高	-	2,693
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,693	1,652
当期変動額合計	2,693	1,652
当期末残高	2,693	4,346
純資産合計		
前期末残高	5,937,339	19,609,466
当期変動額		
新株の発行	-	28,373,858
当期純損失（ ）	25,550,671	8,708,092
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,865	827
当期変動額合計	25,546,806	19,666,593
当期末残高	19,609,466	57,126

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

<p>前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)</p>
<p>当社の属する不動産業界におきましては、景気対策により耐久財消費に持ち直しの効果が認められるものの、雇用情勢の悪化による可処分所得の減少が個人消費を下押ししたため、住宅投資も減少が続いており、不動産価格の下落や、新築住宅供給戸数の減少に繋がっております。一方、住宅ローン減税や贈与税減税の拡大等、住宅取得促進政策の実施により、特にコストパフォーマンスの高い値ごろ感のある中古マンションの流通は堅調に推移しており、不動産価格の下落も底が見えてきたものと思われま</p> <p>す。</p> <p>このような環境下、当社グループの中核をなす株式会社アルデプロでは、優良な中古不動産に対する需要は中長期的に拡大していくものと見込み、優良物件が多く存在する東京圏への経営資源の集中を図りました。その上で、在庫商品の圧縮に努めてまいりましたが、販売先の資金調達環境の悪化や遅れ、利益の減少等の影響を受け、当期も厳しい業績となりました。不動産価格の下落の影響を受け、利益率が低下し、当事業年度において売上総損失、営業損失、経常損失、当期純損失を計上いたしました。なお、所有不動産の販売が思うように進まないため、期限が到来した金融機関からの借入金について、金融機関のご理解のもとその返済期限を延長しております。また、支払利息の支払いについて一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできておりません。さらに、1年以内に多額の社債について償還期限を迎える状況にあります。また、当事業年度末において196億9百万円の債務超過となっております。</p> <p>以上のような状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しておりますが、下記施策の確実な実行により、早期に資金繰りの安定化が実現できると考えております。</p> <p>金融機関からの借入金のうち返済期限が経過している借入金の一部については、当該借入金の担保となっている収益用不動産からの賃料収入を当該借入金の弁済に充当しているものもあります。また、当社は担保不動産の売却を進めておりますが、売却による収入によって借入金全額を弁済できない場合、当該金融機関には、不足する借入金の弁済について猶予していただいております。このように、金融機関が強硬な回収手段をとるようなことはなく、不動産市況が底ばいを続ける中、金融機関は現状の不動産市況を静観しつつあるものと当社では判断しております。</p> <p>当社は、平成19年8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社（以下、G S T K 4 といいます。）を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第1回C B といいます。）を発行いたしました。第1回C B の償還期限は平成20年8月27日でしたが、平成20年8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、第2回C B といいます。）をG S T K 4 を引受先として発行し、第1回C B と相殺いたしました。</p> <p>そして、第2回C B の償還期限は平成21年8月27日でしたが、現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、この償還につきまして、当社はG S T K 4 と協議してまいりました。そして、本件の解決のために引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。</p> <p>今後償還期日が到来する当該社債につきましては、G S T K 4 と償還義務の履行の再度の猶予について前向きな協議を行い、さらに今後、建設的な資本政策を検討・実施してまいり所存であります。</p>	

<p>前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)</p>
<p>当社のビジネスモデルの原点である中古マンションの再活事業の特徴は、1棟丸ごと仕入れ、内外装を施し区分登記し、また管理組合設立準備を行い、販売するものです。この販売期間は3カ月～4カ月程度で、新築マンションの18カ月～36カ月に比べると、短くなっており、また、中古マンションの価格は同程度の新築マンションの6割～7割程度と割安感があり、需要は底堅いものがあります。</p> <p>平成22年7月期においては、中古マンションを仕入れ、年間3回転強、売上総利益率20%で販売してまいります。仕入に当たっては、利益を確保できる物件を厳選してまいります。さらに、中型のマンションやオフィスの再活も手掛け、平成22年7月期に黒字転換を目指してまいります。</p> <p>しかし、これらの対応策を関係者との協議を行いながら進めている途上であるため、現時点では継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められます。</p> <p>財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような不確実性の状況は財務諸表には反映しておりません。</p>	

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>(1) 子会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 販売用不動産、仕掛品 販売用不動産、仕掛品 従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（収益性の低下に基づき簿価の切下げの方法）によっております。</p> <p>これにより、売上総損失、営業損失、経常損失が13,852,586千円、税金等調整前当期純損失が18,891,523千円それぞれ増加しております。</p> <p>(2) 貯蔵品 最終仕入原価法（収益性の低下に基づき簿価の切下げの方法）によっております。</p>	<p>(1) 販売用不動産、仕掛品 販売用不動産、仕掛品 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法）によっております。</p> <p>(2) 貯蔵品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 28年</p> <p>(2) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 長期前払費用 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 解約損失引当金 不動産売買契約の解約に伴う損失に備えるため、当連結会計年度における負担見込額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2)</p> <p>(3) 解約損失引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>販売目的で保有する棚卸資産については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。</p> <p>これにより、当事業年度における売上総損失、営業損失及び経常損失が13,852,586千円、税引前当期純損失が18,891,523千円それぞれ増加しております。</p>	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
	<p>（貸借対照表）</p> <p>前事業年度まで、流動負債「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」及び「預り敷金」は、当事業年度において、資産総額の100分の1を超えたため区分掲記しました。</p> <p>なお、前事業年度の「未払消費税等」は、245,552千円、「預り敷金」は、251,379千円であります。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)
<p>（偶発債務）</p> <p>当社は、平成20年2月14日付で株式会社ゼニスから、不動産物件の売買の媒介手数料288,331千円の支払いを求める訴訟の提起を受けました。当社ではこの支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。</p> <p>当社は、平成20年6月26日付で福岡サブリ合同会社から、不動産物件の売買契約に係る違約金1,060,000千円の支払を求める訴訟の提起を受けました。当社では、この支払の根拠について事実関係を確認しておりますが、現時点では支払義務がないものと判断しております。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年7月31日)	当事業年度 (平成22年7月31日)
<p>1 担保資産及び担保付負債</p> <p>担保資産</p> <p>現金及び預金 150,000 千円</p> <p>販売用不動産 25,751,159</p> <p>建物 4,664</p> <p>土地 64,073</p> <p style="text-align: right;">合計 25,969,897</p> <p>担保付負債</p> <p>短期借入金 28,275,331</p> <p>一年以内返済予定の 217,178</p> <p>長期借入金 1,836,500</p> <p style="text-align: right;">合計 30,329,009</p> <p>2 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越契約の総額 8,838,000 千円</p> <p>借入実行残高 3,941,643</p> <p>差引額 4,896,356</p>	<p>1 担保資産及び担保付負債</p> <p>担保資産</p> <p>販売用不動産 13,386,928 千円</p> <p>建物 4,479</p> <p>土地 11,506</p> <p style="text-align: right;">合計 13,402,914</p> <p>担保付負債</p> <p>短期借入金 11,904,851</p> <p style="text-align: right;">合計 11,904,851</p> <p>2 当社は、取引銀行との間に当座貸越契約を締結しており、当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越契約の総額 2,488,000 千円</p> <p>借入実行残高 626,908</p> <p>差引額 1,861,091</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)																																																																						
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">428,384千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">63,630</td></tr> <tr><td>給与及び賞与</td><td style="text-align: right;">242,324</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">7,246</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">1,955</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">18,482</td></tr> <tr><td>管理諸費</td><td style="text-align: right;">144,035</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">214,073</td></tr> </table> <p>おおよその割合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売費</td><td style="text-align: right;">46.7%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td style="text-align: right;">53.3</td></tr> </table> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>建物</td><td style="text-align: right;">5,677千円</td></tr> <tr><td>構築物</td><td style="text-align: right;">11,994</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">1,183</td></tr> <tr><td>電話加入権</td><td style="text-align: right;">896</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">19,751</td></tr> </table> <p>6 事業再編費用の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他再編費用</td><td style="text-align: right;">47,197千円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">47,197</td></tr> </table> <p>7 減損損失</p> <p>当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>不動産再 活事業</td><td>有形固定資 産</td><td>本社</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識にいたった経緯 当初予定していた収益が見込めなくなったことにより減損損失を認識しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額 83,127千円</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 当社は減損会計の適用に当たり、事業単位（関連会社）を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 当社グループの回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値を採用しております。また、正味売却可能価額については処分価額により算定しており、使用価値については将来のキャッシュ・フローを4.71%で割り引いて算定しております。</p>	販売手数料	428,384千円	役員報酬	63,630	給与及び賞与	242,324	賞与引当金繰入額	7,246	退職給付費用	1,955	減価償却費	18,482	管理諸費	144,035	広告宣伝費	214,073	販売費	46.7%	一般管理費	53.3	建物	5,677千円	構築物	11,994	工具器具備品	1,183	電話加入権	896	合計	19,751	その他再編費用	47,197千円	合計	47,197	用途	種類	場所	不動産再 活事業	有形固定資 産	本社	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売手数料</td><td style="text-align: right;">504,864千円</td></tr> <tr><td>役員報酬</td><td style="text-align: right;">52,500</td></tr> <tr><td>給与及び賞与</td><td style="text-align: right;">111,996</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">2,334</td></tr> <tr><td>管理諸費</td><td style="text-align: right;">123,886</td></tr> <tr><td>広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">11,214</td></tr> <tr><td>水道光熱費</td><td style="text-align: right;">64,189</td></tr> </table> <p>おおよその割合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>販売費</td><td style="text-align: right;">51.2%</td></tr> <tr><td>一般管理費</td><td style="text-align: right;">48.8</td></tr> </table> <p>2 売上原価に含まれるたな卸資産評価損</p> <p style="text-align: right;">5,986,946千円</p> <p>3 関係会社に係るもの</p> <p style="text-align: right;">雑収入 19,533千円</p> <p>4 固定資産売却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>車両運搬具</td><td style="text-align: right;">61千円</td></tr> <tr><td>工具器具備品</td><td style="text-align: right;">1,720</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">1,781</td></tr> </table> <p>5</p> <p>6</p> <p>7 減損損失</p> <p>当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <p>(1) 減損損失を認識した主な資産</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>用途</th><th>種類</th><th>場所</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>その他事 業</td><td>土地</td><td>千葉県柏市</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 減損損失の認識にいたった経緯 当社が有している有形固定資産について、評価額が簿価よりも下落していることから、減損損失を認識しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額 52,566千円</p> <p>(4) 資産のグルーピングの方法 当社は減損会計の適用に当たり、事業単位（関連会社）を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産のグルーピングを行っております。</p> <p>(5) 回収可能価額の算定方法 当社グループの回収可能価額は、正味売却可能価額及び使用価値を採用しております。また、正味売却可能価額については処分価額により算定しており、使用価値については将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定しております。</p>	販売手数料	504,864千円	役員報酬	52,500	給与及び賞与	111,996	退職給付費用	2,334	管理諸費	123,886	広告宣伝費	11,214	水道光熱費	64,189	販売費	51.2%	一般管理費	48.8	車両運搬具	61千円	工具器具備品	1,720	合計	1,781	用途	種類	場所	その他事 業	土地	千葉県柏市
販売手数料	428,384千円																																																																						
役員報酬	63,630																																																																						
給与及び賞与	242,324																																																																						
賞与引当金繰入額	7,246																																																																						
退職給付費用	1,955																																																																						
減価償却費	18,482																																																																						
管理諸費	144,035																																																																						
広告宣伝費	214,073																																																																						
販売費	46.7%																																																																						
一般管理費	53.3																																																																						
建物	5,677千円																																																																						
構築物	11,994																																																																						
工具器具備品	1,183																																																																						
電話加入権	896																																																																						
合計	19,751																																																																						
その他再編費用	47,197千円																																																																						
合計	47,197																																																																						
用途	種類	場所																																																																					
不動産再 活事業	有形固定資 産	本社																																																																					
販売手数料	504,864千円																																																																						
役員報酬	52,500																																																																						
給与及び賞与	111,996																																																																						
退職給付費用	2,334																																																																						
管理諸費	123,886																																																																						
広告宣伝費	11,214																																																																						
水道光熱費	64,189																																																																						
販売費	51.2%																																																																						
一般管理費	48.8																																																																						
車両運搬具	61千円																																																																						
工具器具備品	1,720																																																																						
合計	1,781																																																																						
用途	種類	場所																																																																					
その他事 業	土地	千葉県柏市																																																																					

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)		519,030	519,030	

(変動事由の概要)

増加数の内訳は次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の取得による増加 519,030株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議による自己株式の消却による減少 519,030株

(リース取引関係)

前事業年度(自 平成20年8月1日 至 平成21年7月31日)

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以上のリース物件がないため記載を省略しております。

当事業年度(自 平成21年8月1日 至 平成22年7月31日)

リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以上のリース物件がないため記載を省略しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年7月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

当事業年度(平成22年7月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式0千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年7月31日)	当事業年度 (平成22年7月31日)																																																																																
<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">29,088 千円</td></tr> <tr><td>繰延資産償却超過額</td><td style="text-align: right;">4,029</td></tr> <tr><td>一括償却資産損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">254</td></tr> <tr><td>繰延消費税等損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">1,072</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">4,583</td></tr> <tr><td>損害補償損失引当金</td><td style="text-align: right;">1,934,951</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">930,585</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">4,299,050</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">28,225</td></tr> <tr><td>新株予約権</td><td style="text-align: right;">1,096</td></tr> <tr><td>子会社株式評価損</td><td style="text-align: right;">4,069</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">1,723</td></tr> <tr><td>未払給与</td><td style="text-align: right;">196</td></tr> <tr><td>前期損益修正損</td><td style="text-align: right;">6,531,892</td></tr> <tr><td>青色欠損金</td><td style="text-align: right;">921,221</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">14,692,039</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">14,692,039</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">流動資産</td> <td style="width: 65%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、当該事項の記載を省略しております。</p>	減価償却超過額	29,088 千円	繰延資産償却超過額	4,029	一括償却資産損金算入限度超過額	254	繰延消費税等損金算入限度超過額	1,072	退職給付引当金	4,583	損害補償損失引当金	1,934,951	貸倒引当金繰入限度超過額	930,585	商品評価損	4,299,050	投資有価証券評価損	28,225	新株予約権	1,096	子会社株式評価損	4,069	賞与引当金	1,723	未払給与	196	前期損益修正損	6,531,892	青色欠損金	921,221	小計	14,692,039	評価性引当額	14,692,039	繰延税金資産合計	_____	流動資産	繰延税金資産	千円	固定資産	繰延税金資産		<p>1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">11,142 千円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">5,058</td></tr> <tr><td>損害補償損失引当金</td><td style="text-align: right;">24,420</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">230,684</td></tr> <tr><td>商品評価損</td><td style="text-align: right;">10,187,207</td></tr> <tr><td>投資有価証券評価損</td><td style="text-align: right;">24,979</td></tr> <tr><td>未収入金</td><td style="text-align: right;">439,560</td></tr> <tr><td>債務免除益</td><td style="text-align: right;">9,783,791</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">21,394</td></tr> <tr><td>未払金</td><td style="text-align: right;">40,729</td></tr> <tr><td>前渡金</td><td style="text-align: right;">339,845</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">11,964</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">4,378,581</td></tr> <tr><td>小計</td><td style="text-align: right;">25,499,360</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">25,499,360</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">_____</td></tr> </table> <p>繰延税金資産は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">流動資産</td> <td style="width: 65%;">繰延税金資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 同左</p>	減価償却超過額	11,142 千円	退職給付引当金	5,058	損害補償損失引当金	24,420	貸倒引当金繰入限度超過額	230,684	商品評価損	10,187,207	投資有価証券評価損	24,979	未収入金	439,560	債務免除益	9,783,791	減損損失	21,394	未払金	40,729	前渡金	339,845	その他	11,964	繰越欠損金	4,378,581	小計	25,499,360	評価性引当額	25,499,360	繰延税金資産合計	_____	流動資産	繰延税金資産	千円	固定資産	繰延税金資産	
減価償却超過額	29,088 千円																																																																																
繰延資産償却超過額	4,029																																																																																
一括償却資産損金算入限度超過額	254																																																																																
繰延消費税等損金算入限度超過額	1,072																																																																																
退職給付引当金	4,583																																																																																
損害補償損失引当金	1,934,951																																																																																
貸倒引当金繰入限度超過額	930,585																																																																																
商品評価損	4,299,050																																																																																
投資有価証券評価損	28,225																																																																																
新株予約権	1,096																																																																																
子会社株式評価損	4,069																																																																																
賞与引当金	1,723																																																																																
未払給与	196																																																																																
前期損益修正損	6,531,892																																																																																
青色欠損金	921,221																																																																																
小計	14,692,039																																																																																
評価性引当額	14,692,039																																																																																
繰延税金資産合計	_____																																																																																
流動資産	繰延税金資産	千円																																																																															
固定資産	繰延税金資産																																																																																
減価償却超過額	11,142 千円																																																																																
退職給付引当金	5,058																																																																																
損害補償損失引当金	24,420																																																																																
貸倒引当金繰入限度超過額	230,684																																																																																
商品評価損	10,187,207																																																																																
投資有価証券評価損	24,979																																																																																
未収入金	439,560																																																																																
債務免除益	9,783,791																																																																																
減損損失	21,394																																																																																
未払金	40,729																																																																																
前渡金	339,845																																																																																
その他	11,964																																																																																
繰越欠損金	4,378,581																																																																																
小計	25,499,360																																																																																
評価性引当額	25,499,360																																																																																
繰延税金資産合計	_____																																																																																
流動資産	繰延税金資産	千円																																																																															
固定資産	繰延税金資産																																																																																

(企業結合等関係)

前事業年度(自平成20年8月1日至平成21年7月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成21年8月1日至平成22年7月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
1株当たり純資産額	4,649円81銭	3円54銭
1株当たり当期純損失()	6,057円76銭	2,048円77銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載していません。	1株当たり当期純損失が計上されているため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については記載していません。

(注) 算定上の基礎

1株当たり純資産額

	前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	19,609,466	57,126
普通株式に係る純資産額(千円)	19,612,160	25,514
貸借対照表の純資産の部の合計額と1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式に係る事業年度末の純資産額との差額(千円)	2,693	31,612
普通株式の発行済株式数(株)	4,217,839	7,188,393
普通株式の自己株式数(株)		
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	4,217,839	7,188,393

1株当たり当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益

	前事業年度 (自平成20年8月1日 至平成21年7月31日)	当事業年度 (自平成21年8月1日 至平成22年7月31日)
損益計算書上の当期純損失()(千円)	25,550,671	8,708,092
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純損失()(千円)	25,550,671	8,708,092
普通株式の期中平均株式数(株)	4,217,839	4,250,393
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数(株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	新株予約権 第1回新株予約権 第6回新株予約権 転換社債型新株予約権付社債 第2回無担保転換社債型 新株予約権付社債	新株予約権 第1回新株予約権 第6回新株予約権 種類株式 譲渡制限種類株式 優先株式 A種優先株式 B種優先株式 C種優先株式 D種優先株式 E種優先株式

[次へ](#)

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成21年 8月 1日 至 平成22年 7月31日)</p>
<p>・ 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行について 当社が平成20年 8月27日に発行いたしました第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還につきまして、社債権者と償還義務の履行の猶予につきまして平成21年 8月21日に合意いたしました。</p> <p>1. 経緯 当社は、平成19年 8月28日付でゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社（以下、「G S T K 4」といいます。）を引受先として約100億円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「第1回C B」といいます。）を発行いたしました。第1回C Bの償還期限は平成20年 8月27日でしたが、平成20年 8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「第2回C B」といいます。）をG S T K 4を引受先として発行し、第1回C Bと相殺いたしました。そして、第2回C Bの償還期限が平成21年 8月27日に到来いたしますが、現在の当社の財務状況から償還することは難しいため、この償還につきまして、当社はG S T K 4と協議してまいりました。そして、本件の解決のために引き続き協議していくため、償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予することにつきまして合意いたしました。</p> <p>2. 債務の内容 債務の種類： 転換社債型新株予約権付社債 社債の総額： 10,002,720,000円 社債権者： ジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社</p> <p>債務の総額に対する比率16.0%（平成20年 7月31日現在、個別）</p> <p>3. 合意内容について 当社は、平成20年 8月27日に第2回無担保転換社債型新株予約権付社債10,002,720,000円（以下、「第2回C B」といいます。）を発行いたしました。その償還期限は平成21年 8月27日でしたが、社債権者であるゴールドマン・サックスが出資するジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社と償還義務の履行を猶予することにつきまして合意いたしました。 合意の内容は次のとおりです。 (1) 償還義務の履行を平成21年11月27日まで猶予する。 (2) 償還義務の履行の猶予は第2回C Bの不履行を構成しない。</p> <p>・ 株式会社東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されていることについて</p> <p>1. 監理銘柄（審査中）指定理由 当社は、平成21年10月23日付で「調査委員会の調査報告および過年度決算の修正ならびに当社第22回定時株主総会招集ご通知に関するお知らせ」を開示いたしました。 この開示内容から、東証より有価証券上場規程施行規則第605条第1項第14号（上場会社が有価証券上場規程第601条第1項第11号a前段（有価証券上場規程第603条第1項第6号による場合）に該当すると認められる相当の事由があると東証が認める場合）に該当することとなり、投資者の注意を喚起するため、監理銘柄（審査中）に指定されたものであります。</p> <p>2. 監理銘柄指定期間 平成21年10月23日から東証が当社株式について上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日まで。</p>	

前事業年度 (自 平成20年 8 月 1 日 至 平成21年 7 月31日)	当事業年度 (自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)
3. 今後の対応 監理銘柄指定の解除を受けられるよう、調査委員会からの再発防止策を着実に実行し、早期の信頼回復に努めてまいります。	

[前△](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)
		株コーセーアールイー	96	2,774
計				2,774

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又 は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	46,838		12,210	34,628	30,149	185	4,479
構築物	62,138		61,918	220	220		
車両運搬具	205		205				
工具、器具及び備品	64,188		20,624	43,563	43,563		
土地	64,073		52,566 (52,566)	11,506			11,506
有形固定資産計	237,445		147,525 (52,566)	89,919	73,933	185	15,985
無形固定資産							
ソフトウェア	10,995			10,995	10,995		
無形固定資産計	10,995			10,995	10,995		
長期前払費用	1,118		1,118				

(注) 「当期減少額」及び「当期償却額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	期末残高 (千円)
貸倒引当金(注)1	2,308,885		1,532,448	144,175	632,262
賞与引当金(注)2	4,234			4,234	
解約損失引当金	4,754,180		4,694,180		60,000

(注) 1 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

2 賞与引当金の当期減少額「その他」は、賞与を支給しなかったことによる取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

a 現金及び預金

区分		金額(千円)
現金		
預金の種類	普通預金	26,707
	郵便貯金	0
	別段預金	38
	計	26,745
合計		26,745

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
中嶋光成	31
計	31

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
96		65	31	67.7	

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 販売用不動産

名称	金額(千円)
販売用土地	7,378,130
販売用建物	6,029,000
計	13,407,130

(イ) 販売用土地

名称	面積 (m ²)	金額(千円)
本社	19,723	7,072,130
広島支店	2,999	306,000
計	22,723	7,378,130

(ロ) 販売用物件

名称	金額(千円)
本社	3,802,000
広島支店	2,227,000
計	6,029,000

d 貯蔵品

区分	金額(千円)
収入印紙	200
計	200

e 預け金

区分	金額(千円)
小笠原六川国際総合法律事務所	1,142,584
計	1,142,584

負債の部

a 短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社関西アーバン銀行	6,137,187
呉信用金庫	971,891
株式会社りそな銀行	923,637
株式会社十六銀行	616,908
株式会社商工組合中央金庫	495,900
株式会社三重銀行	430,700
その他	2,403,839
計	11,980,064

b 未払金

相手先	金額(千円)
大木建設株式会社	519,800
森・濱田松本法律事務所	159,228
司法書士角川勲	100,071
その他	636,984
計	1,416,084

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	8月1日から7月31日まで
定時株主総会	10月中
基準日	7月31日
剰余金の配当の基準日	1月31日、7月31日
1単元の株式数	
単元未満株式の買取り	該当事項はありません。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.ardepro.co.jp
株主に対する特典	なし

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに有価証券報告書の確認書

事業年度 第22期(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)平成21年11月 2日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度 第22期(自 平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)平成21年11月 2日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第23期第 1 四半期(自 平成21年 8月 1日 至 平成21年10月31日)平成21年12月15日関東財務局長に提出

第23期第 2 四半期(自 平成21年11月 1日 至 平成22年 1月31日)平成22年 3月16日関東財務局長に提出

第23期第 3 四半期(自 平成22年 2月 1日 至 平成22年 4月30日)平成22年 6月14日関東財務局長に提出

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成19年10月26日に提出した第20期(自 平成18年 8月 1日 至 平成19年 7月31日)有価証券報告書に係るものであります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年10月31日に提出した第21期(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 7月31日)有価証券報告書に係るものであります。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書

平成21年12月15日関東財務局長に提出

平成21年11月 2日に提出した第22期(平成20年 8月 1日 至 平成21年 7月31日)有価証券報告書に係るものであります。

(7) 半期報告書の訂正報告書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年 4月30日に提出した第21期半期(自 平成19年 8月 1日 至 平成20年 1月31日)半期報告書に係るものであります。

(8) 半期報告書の訂正報告書

平成21年11月26日関東財務局長に提出

平成20年4月30日に提出した第21期半期（自平成19年8月1日至平成20年1月31日）半期報告書に係るものであります

(9) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成20年12月15日に提出した第22期第1四半期（自平成20年8月1日至平成20年10月31日）四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(10) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成21年3月17日に提出した第22期第2四半期（自平成20年11月1日至平成21年1月31日）四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(11) 四半期報告書の訂正報告書、四半期報告書の訂正報告書の確認書

平成21年10月28日関東財務局長に提出

平成21年6月15日に提出した第22期第3四半期（自平成21年2月1日至平成21年4月30日）四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(12) 臨時報告書

平成21年10月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

(13) 臨時報告書

平成22年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号（A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の発行）に基づく臨時報告書であります。

(14) 臨時報告書

平成22年7月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(15) 臨時報告書

平成22年7月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(16) 臨時報告書

平成22年10月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

- (17) 有価証券届出書及びその添付書類
平成22年6月1日関東財務局長に提出
- (18) 有価証券届出書及びその添付書類
平成22年6月1日関東財務局長に提出
- (19) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年6月14日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(17)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (20) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年6月14日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(18)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (21) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年6月30日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(17)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (22) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年6月30日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(18)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (23) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年7月15日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(17)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (24) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年7月15日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(18)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (25) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年7月27日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(17)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (26) 有価証券届出書の訂正届出書
平成22年7月27日関東財務局長に提出
平成22年6月1日に提出した上記(18)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (27) 臨時報告書の訂正報告書
平成22年7月27日関東財務局長に提出
平成22年6月30日に提出した上記(13)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年11月1日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、下記事項を除き我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

記

当監査法人は、平成21年7月30日に監査契約を締結したため、監査契約締結以前に売却済み又は清算済みの連結子会社（株式会社オーパス、株式会社サワケンホーム、ジャパンリアルティス パービジョン株式会社）については、先方の協力が得られなかったことにより往査をできなかったことから、当該子会社の財務諸表について証憑突合や質問等の手続が一部実施できなかった。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において売上総損失、営業損失、当期純損失を計上しており、債務超過の状態にある。また、期限の到来した金融機関からの借入金について、金融機関の理解のもとに返済期限を延長しており、支払利息について一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできていない。さらに、1年以内に多額の社債の償還時期を迎える状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により連結財務諸表を作成している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり

1) 会社は、平成21年8月21日にジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社との間で、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限を平成21年8月27日から平成21年11月27日まで猶予することについて合意している。

2) 会社は、平成21年10月23日付で株式会社東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルデプロの平成21年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アルデプロが平成21年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

内部統制報告書に記載にされている重要な欠陥のある業務プロセス及び決算・財務報告プロセスにおいて、重要な欠陥を構成した内部統制上の不備に関連した一部の営業取引は会社の社内調査委員会の調査が行われ、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、財務諸表監査において、当該重要な欠陥の影響を考慮して実施すべき監査手続及び範囲を決定しているため、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月28日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロ及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アルデプロの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アルデプロが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月1日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 市原 豊
業務執行社員

指定社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において売上総損失、営業損失、当期純損失を計上しており、債務超過の状態にある。また、期限の到来した金融機関から借入金について、金融機関の理解のもとに返済期限を延長しており、支払利息について一部の支払いはしているものの、全額の支払いはできていない。さらに、1年以内に多額の社債の償還時期を迎える状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用しているため、当該会計基準により財務諸表を作成している。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、

1) 会社は平成21年8月21日にジーエス・ティーケー・ホールディングス・フォー合同会社との間で、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の償還期限を平成21年8月27日から平成21年11月27日まで猶予することについて合意している。

2) 会社は平成21年10月23日付で株式会社東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月28日

株式会社アルデプロ
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 豊

指定社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルデプロの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルデプロの平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。